

京都の文化財

第二十五集

京都府教育委員会

序 文

昭和五十七年四月に京都府文化財保護条例が施行されて以来、京都府教育委員会では府内各地にある文化財の保存及び活用のため必要な措置を講じてきました。平成十九年四月には京都府文化財保護条例の一部を改正し、人々の生活や生業、風土により形成された文化的景観を新たに文化財の分野に加えました。こうした文化財は、京都の歴史や文化を理解する上で、また新しい京都の文化を創造していく上で大変重要な価値を持っています。これらの文化財を守り、後世に伝えていくことは、私たち京都府民の責務であるとともに、これらを新しい文化の創造と発展のための礎として有効に活用することが、これからの社会においてますます大切になると考えます。

この『京都の文化財』第二十五集は、二十五回目の指定、登録を行い、平成十九年三月十六日付けで公示した文化財を紹介したものです。刊行に当たり文化財所有者、関係機関の各位に多大な御協力をいただいたことに感謝申し上げますとともに、本冊子が府内の数多くの文化財の保護と活用に役立てば幸いです。

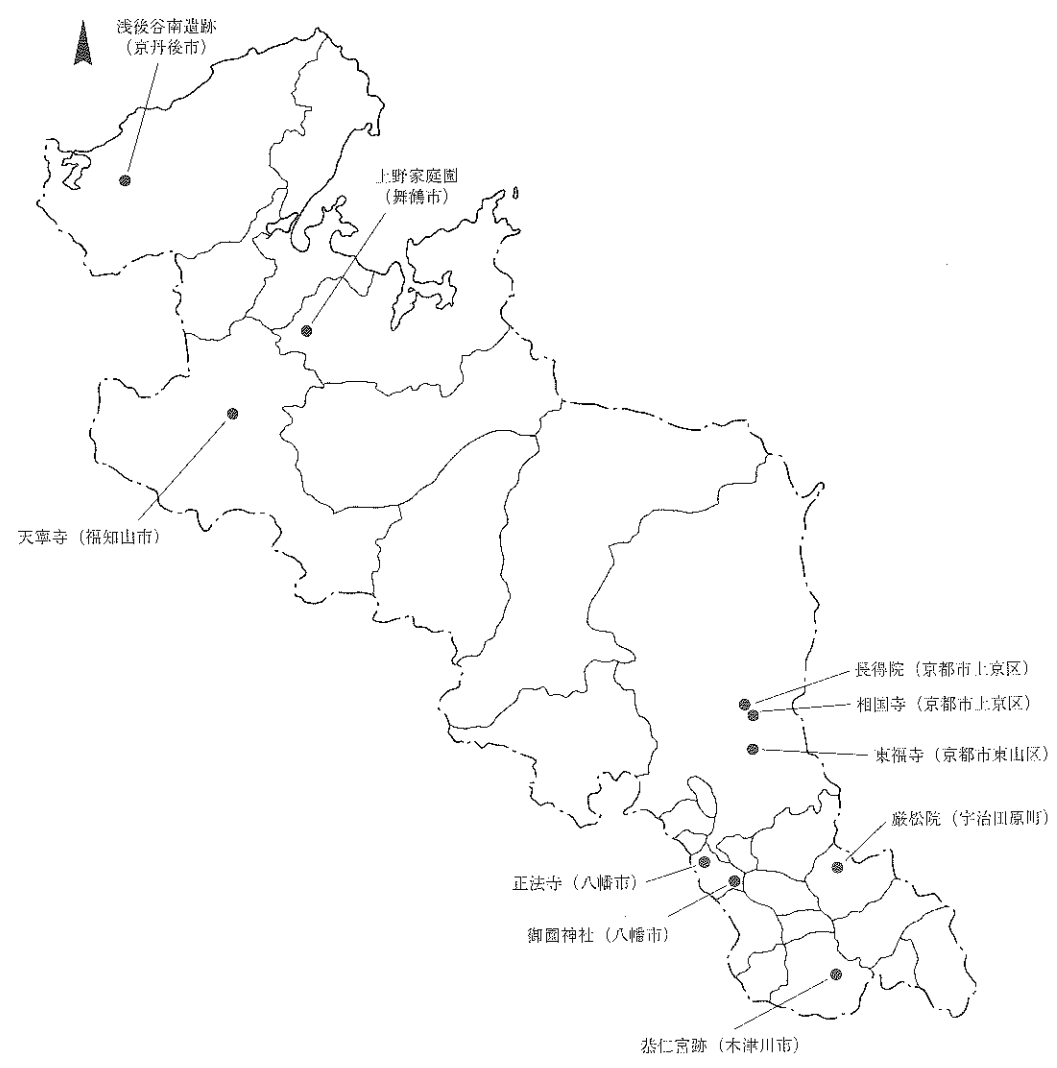
平成二〇年二月

京都府教育委員会

教育長 田 原 博 明

凡例

- 一、本図録には、第二十五回京都府指定・登録文化財を収めている。
- 二、掲載の順序は、建造物をはじめに種別ごととし、各種別内においては指定・登録の順とした。
- 三、本文の掲載は、原則として次のとおりとした。
 - 名称 員数（指定・登録の別）
 - 所在地の住所
 - 所有者
 - 法量（単位はセンチメートル）・構造形式等
 - 時代
 - 解説
- 四、本文は文化財保護課職員が執筆、編集した。なお、各文末に執筆者を明記した。



目次

序文 凡例

有形文化財

建造物

相国寺 開山堂

方丈

方丈勅使門

庫裏

浴室

鐘樓

経蔵

弁天社

勅使門

総門

御園神社本殿

美術工芸品

絵画

絹本着色愚中周及像

自賛がある

絹本着色愚中周及像

霊仲禅英の賛がある

紙本墨画淡彩白衣観音図

紙本墨画淡彩寒山拾得図

彫刻

木造千手観音立像

宇治田原町（巖松院）……………22

工芸品

九条袈裟 絶海中津所用

京都市（長得院）……………25

二十五条袈裟 絶海中津所用

京都市（長得院）……………27

古文書

紺紙金字無量寿経 卷上下

紺紙金字観無量寿経

紺紙金字阿弥陀経

八幡市（正法寺）……………29

考古資料

水祭祀遺物（浅後谷南遺跡出土）

京都府……………32

無形文化財

民俗

御園神社のずいき御輿・天狗・獅子八幡市

……………36

史跡名勝天然記念物

上野家庭園

舞鶴市……………38

文化財紹介シリーズ⑧（史跡編）

国指定史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）……………40

京都府指定・登録文化財・文化財環境保全地区

及び選定保存技術件数一覧……………48

京都府指定・登録等文化財市町村別件数一覧……………51

福知山市（天寧寺）……………11
京都市（東福寺）……………15
京都市（東福寺）……………18

八幡市……………9

京都市……………1

建造物

相国寺

十棟（指定）

京都市上京区今出川通烏丸東入る相国寺門前町七〇一番地
宗教法人 相国寺

開山堂（二棟）祀堂、相の間及び昭堂より成る

祀堂 桁行正面一間背面二間、梁行二間、一重、入母屋造、本瓦葺

相の間 桁行四間、梁行一間、一重、両下造、棧瓦葺

昭堂 桁行一五・八メートル、梁行一〇・八メートル、一重、入母屋造、北面、東面仏壇附属、棧瓦葺

方丈（二棟）桁行二七・四メートル、梁行一八・七メートル、一重、入母屋造、棧瓦葺

附 玄関 一棟

桁行二間、梁行三間、一重、唐破風造、棧瓦葺、北面直廊附属

桁行三間、梁行一間、一重、唐破風造、棧瓦葺一部こけら葺

棟札 一枚

文化四年丁卯の記がある

方丈勅使門（二棟）四脚平唐門、棧瓦葺

庫裏（二棟）桁行一四・八メートル、梁行一八・七メートル、一重、切妻造、北面、東面下屋附属、棧瓦葺

附 棟札 一枚

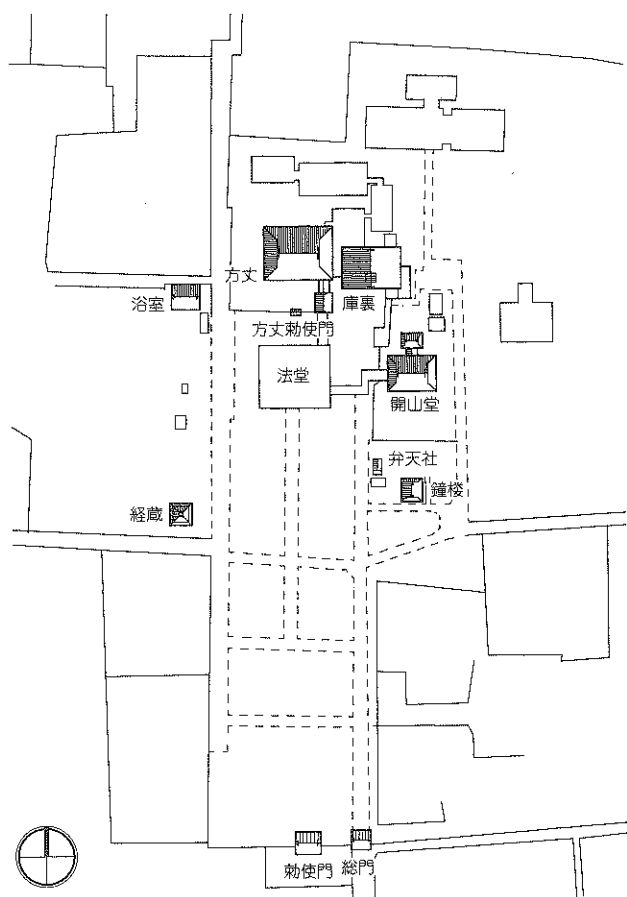
文化四年丁卯の記がある

浴室（二棟）桁行六間、梁行三間、一重、切妻造、井戸屋形附属、本瓦葺

鐘楼（二棟）桁行三間、梁行二間、袴腰付、入母屋造、本瓦葺

経蔵（二棟）桁行三間、梁行二間、二階二重、宝形造、本瓦葺

弁天社（二棟）一間社、春日造、棧瓦葺
勅使門（二棟）四脚門、切妻造、本瓦葺
総門（二棟）一間薬医門、切妻造、本瓦葺、潜附属
建立年代
開山堂 文化四年（一八〇七）〔相国寺史料〕
方丈 文化四年（一八〇七）〔棟札〕
方丈勅使門 文化年間（一八〇四～一八一八）
庫裏 文化四年（一八〇七）〔棟札〕
浴室 慶長年間（一五九六～一六一五）
鐘楼 天保十五年（一八四四）〔相国寺史料〕
経蔵 万延元年（一八六〇）〔相国寺史料〕
弁天社 江戸時代中期
勅使門 慶長年間（一五九六～一六一五）
総門 寛政九年（一七九七）〔棟札〕



相国寺伽藍配置図

相国寺は、御所の北側に寺地を構える臨済宗相国寺派の大本山であり、正式には萬年山相国承天禪寺と号する。寺号は、足利義満がその職にあった左大臣を意味する「相国」に、後小松天皇に新寺造営の勅許を承ったことを反映した「承天」とを合わせたものである。

開創は、永徳二年（一三八二）、足利義満の発願による。春屋妙葩と義堂周信の二師を召した義満は一寺建立について意見を求め、賛意を得る。当初、義満は小寺の創建を意図していたが、義堂からの勧めで大禅林の造営へと思いを新たに、同年中に造寺に及んだ。永徳三年には、春屋が第二世住持として入山し、先師夢窓疎石を勧請して開山祖師とした。新寺の五山入列を望んだ義満は、至徳三年（一三八六）義堂の進言を受け、五山を越える寺格として南禅寺を扱うことで、天龍寺に次ぐ五山第二位に相国寺を列することとした。

永徳二年の着工後、十年の歳月を費やし完成した伽藍には、多くの堂宇が建ち並び、寺外には七重大塔の建立計画も進められていた。しかし、応永元年（一三九四）、この伽藍は直歳寮からの出火によってごとく焼亡した。絶海中津の勧めにより義満は再興を決意し、同八年には法堂が完成。また、応永六年には、かねてより計画していた七重大塔の完成も見たが、応永十年に落雷で焼失した。その後、相国寺伽藍は被災と復興を繰り返した。

応永三二年に境内全焼。応仁の乱（一四六七―一四七七）においても焼き払われ、天文二十年（一五五一）にも諸堂は烏有に帰した。天正十二年（一五八四）、第九二世西笑承兌が入寺して本格的に復興が始まり、慶長十年（一六〇五）には豊臣秀頼の寄進で法堂が竣工、同一四年には徳川家康が三門を完成させた。しかし、元和六年（一六二〇）にも、火災により多くの堂宇が失われ、天明八年（二七八八）の大火の後には、仏殿、三門が再建されず現在に至る。

なお、現境内の東には、上塔之段町、下塔之段町及び毘沙門町という町名が見え、壮大な七重大塔や毘沙門堂の名残をしのぶことができる。

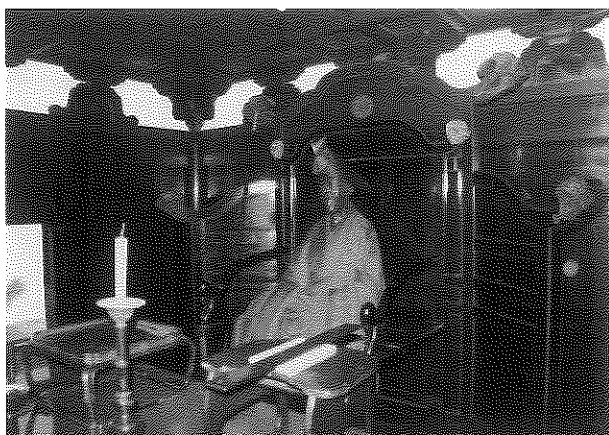
境内の構成は、最南部中央に通常は閉ざされた勅使門、その脇に通用の総門が構えられ、勅使門から北へ、放生池、三門跡、仏殿跡、法堂、方丈が並ぶ。方丈の東側には庫裏、法堂の東側には開山堂が置かれ、その南方東寄りに鐘楼、西寄



開山堂昭堂 正面



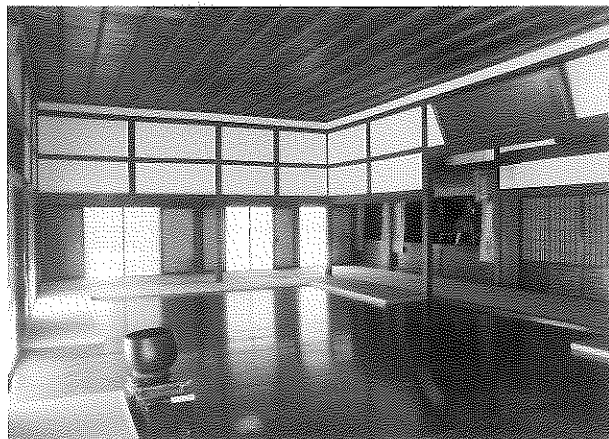
開山堂祀堂 背側面



開山堂祀堂 内部



開山堂 相の間から祀堂を見る



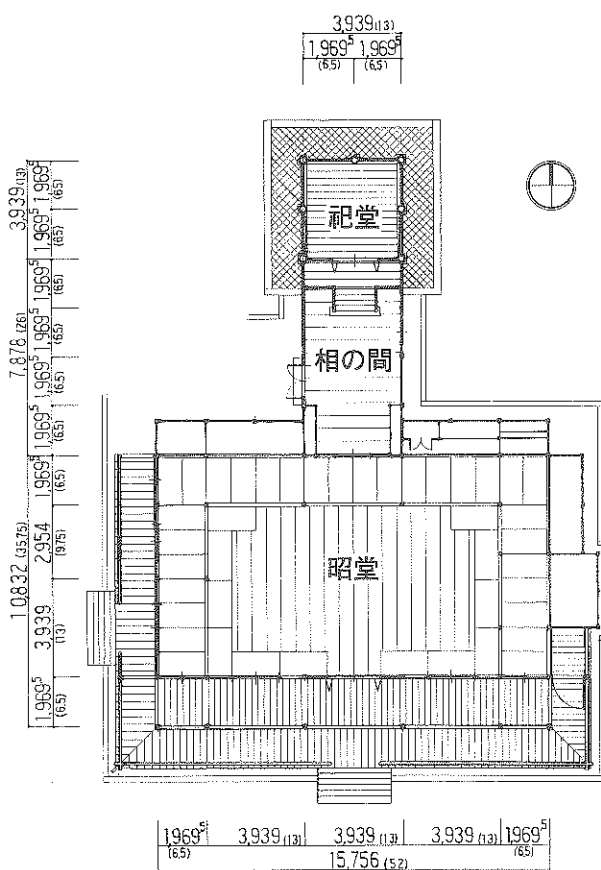
開山堂昭堂 内部

りに弁天社が建つ。仏殿跡の西側には経蔵、その北側には後水尾院の齒髪塚と鎮守社を挟み、浴室が置かれている。

開山堂は、開山祖師夢窓疎石を祀る複合建築で、祀堂、相の間、昭堂の三棟からなり、圓明塔と号する。

天明の大火によって焼失した開山堂の復興にあたっては、恭礼門院の旧御殿を拝領した。これは、大火の後、寛政二年に再建された院御殿が、恭礼門院の薨逝により諸所に下賜されることとなったものである。相国寺は、寛政十一年に旧御殿拝領の願文を提出しており、享和二年（一八〇二）、御黒戸殿一棟の下賜が決まった。さらに、旧御殿を拝領した一人である伏見宮からも、公卿之間一棟が寄附されている。享和二年に解体された旧御殿の部材は、相国寺に搬送、保管され、文化元年（一八〇四）から、ようやく普請にかかる。同四年には落成し、開山国師像を遷座し法要が営まれた。

開山堂は、三棟の建物が中心線を揃えて南北に連なる構成で、北から祀堂、相の間、昭堂と並んでいる。全体として、ほぼ左右対称の配置となっている。



開山堂 平面図

祀堂は、入母屋造、本瓦葺で、方二間規模の正方形平面を持つ。相の間、昭堂よりも床面を高くとり、相の間との取合いに、逆蓮擬宝珠高欄付きの縁と木階を設けている。軸部は、瓦四半敷の基壇上礎盤に、粽付きの丸柱を立て台輪上に三ツ斗を載せる。内部は、床と内法壁を黒漆塗りに仕上げ、天井は、中央を小組格天井、壁際を草花の絵を彩色した格天井とする。中央に祀られた開山夢窓疎石像が薄明りに浮かび上がる祀堂には、稟とした厳肅な雰囲気漂っている。

相の間は、祀堂と昭堂を繋ぐ両下造の直廊である。桁行中央北側柱間には両側に火灯窓、昭堂脇の柱間には、両壁際に位牌壇が造り付けられている。床は透き漆塗りの板張り。角柱上に舟肘木が載り桁を支える。

昭堂は、身舎を一室広間として、正面は吹放しの広縁、北面及び両側面は化粧屋根裏の畳敷き入側縁としている。北面以外は落縁が廻る。身舎内部は、透き漆塗りの板張りとし、周囲に畳を敷き廻す。北面と東面の一部に、寺と縁の深い人物の彫像や位牌を置く仏壇、位牌壇が付設されている。柱間は、正面中央間に双折棧唐戸を吊る以外は、舞良戸と明障子または引違いの板戸をたてる。間仕切りに描かれた障壁画は、いずれも円山応挙の筆と伝わる。

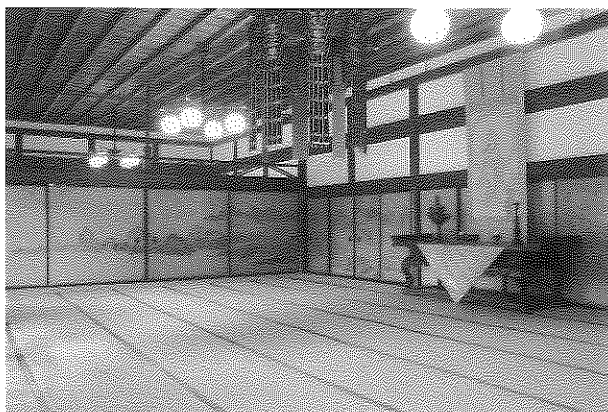
京都大学附属図書館所蔵の「中井家文書」には、寛政度再興恭礼門院御所の指図が残る。御黒戸殿と公卿之間の平面からは、二つの建物はそのまま開山堂に用いられず、材のみが再利用され、新たな平面形態の建物が造営されたことがわかる。また、痕跡や舟肘木の形態などは、旧材が昭堂にのみ用いられたことを示す。

五山寺院において、開山祖師を祀った開山塔院は、開山堂、客殿、三門を備えた独立寺院としての形式を採る例が多い。しかし、相国寺は三門を持たず、通常、開山堂脇に設ける客殿を省き、昭堂を客殿風としている。これは、開山堂と客殿を相の間で繋ぐ檀那塔院の形式に近いが、昭堂を六間取り形式とせず一室広間としている点が特異といえよう。繊細優美な昭堂と厳肅な雰囲気祀堂を破綻なくまとめ上げた大工の腕や定石にとられない感性にも目をみはるものがある。

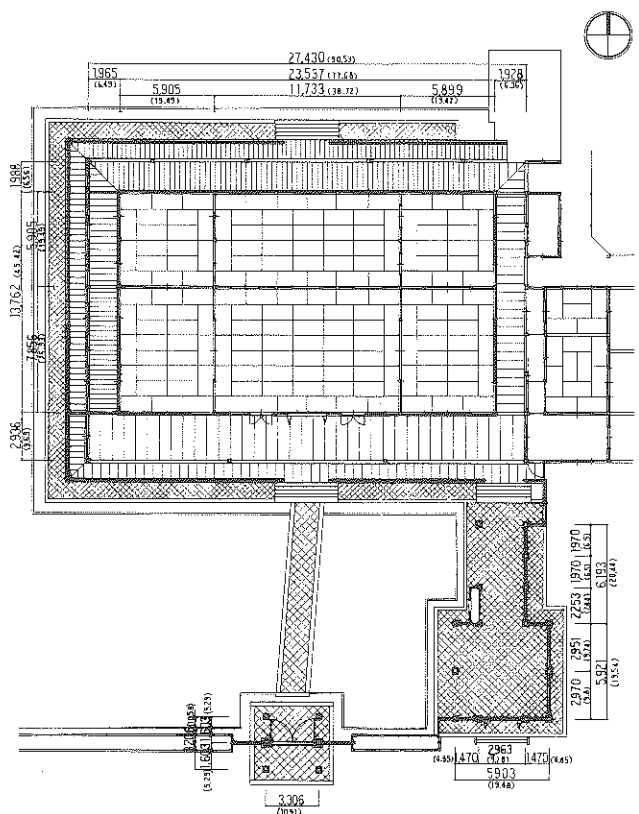
方丈は、境内の法堂の北側に位置し、築地塀、方丈勅使門及び玄関によって囲われた白洲に南面して建つ。東側は庫裏に接続している。建立年代は、棟札に文化四年とあり、大工棟梁は工藤市左衛門永長である。文化元年の起工と竣工年は



方丈 正面



方丈 内部



方丈 附玄関 方丈勅使門 平面図

『相国寺史料』にも記述され、棟札の内容を裏付ける。

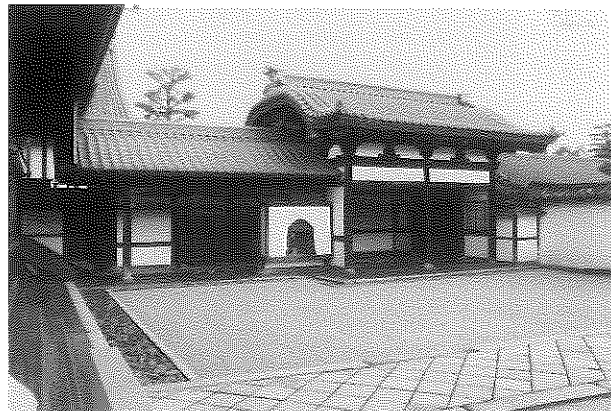
平面は、六間取りの方丈形式で仏間を持たず、現在は室全面を畳敷きとする。正面、背面を吹放しの広縁とし、両側面には拭板敷の入側縁を設けている。東面以外はいずれも落縁を廻らす。正面東端には玄関が取り付く。正面三室は室境上部に壁を設けず、竹の節欄間を用いて開放し、通し天井としている。各部屋境を仕切る襖には、原在中や第百十五世維明周奎などの手になる障壁画が描かれ、各室名称のモチーフとなっている。大きな改造は見られないが、建立当初の室中は、周囲に畳を敷いた拭板敷で、西側の入側縁も江戸末期には畳敷きとして、鞘の間として使用されていたようである。

附の玄関は唐破風造、棧瓦葺きである。桁行二間、梁行三間で、正面中央間に棧唐戸を建て、両脇間に火灯窓を開く。西側柱通りは吹き放しとし、北側には直廊が接続する。直廊は桁行三間、梁行一間で、玄関脇の柱間に火灯窓を開いた腰掛けが造り付けられる。屋根の北端をこけら葺とする。

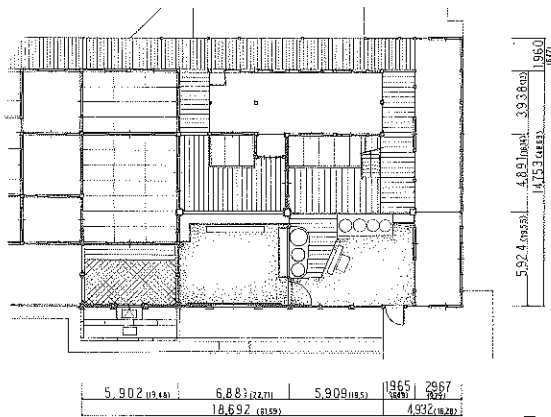
梁行が三間の玄関は、天保年間（一八三〇〜四四）の建立と伝わる鹿苑寺方丈玄関にも見られるが、極めて珍しい形態である。法堂との位置関係、規模及び使い方から、大徳寺や妙心寺に見られる寢堂の機能を併せ持ったものと考えられる。京五山各寺院方丈の建立年代を確認すると、重要文化財となっている建仁寺と南禅寺の方丈はともに中世の建物を移築したもので、建仁寺は安芸の安国寺、南禅寺は、大方丈が天正度内裏の清涼殿、小方丈が伏見城の遺構と伝えられる。天龍寺と東福寺は、明治期に焼失し再建されたものである。萬寿寺は、客殿が江戸中期のもので府登録となっているが、三聖寺内に寺基をおいた時期の建立で三聖寺若しくはその塔頭の客殿と考えられ、五山寺院の方丈とは言い難い。したがって、相国寺方丈は、近世に建立された唯一の京五山方丈遺構で、移築されたものを除けば五山最古の方丈としても、その価値は十分に評価できる。また、規模も建仁寺方丈より僅かに小さいものの非常に大規模で、妙心寺方丈のように仏間を持たない形式である点も特筆できる。寢堂としても捉えられる玄関を備え、近世五山寺院に求められた機能を体現している唯一の方丈として、建築史の体系を築く上で欠くことの出来ない非常に貴重な遺構である。



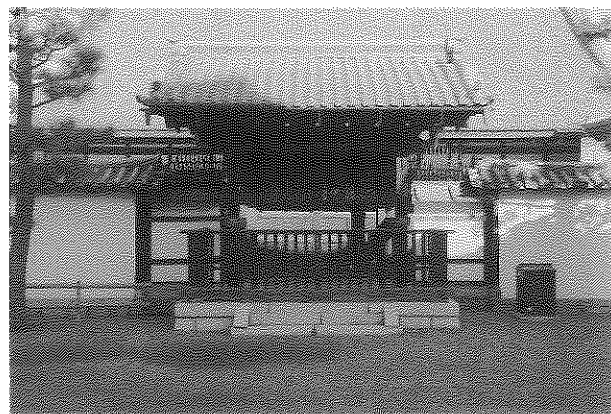
庫裏 正面



方丈附玄関 方丈から望む



庫裏 平面図



方丈勅使門 正面

方丈勅使門は、方丈の周囲に廻らされた築地塀の南面に開かれており、方丈正面からは西寄りに建つ棧瓦葺の四脚平唐門である。文化年間（一八〇四〜一八一八）の建立と考えられ、細部意匠も時代様式に合致する。

本柱は丸柱、控柱は唐戸面をとった角柱で、いずれも上下に粽が付く。頭貫で各柱を繋ぎ、桁行のみ虹梁形のものとしている。木鼻は、内部が削り抜かれている。軒付をこけらとするので、当初はこけら葺の軽快な門であつたと考えられる。良材を用いた繊細な門である。

庫裏は、方丈の東側に接続して南側を正面とする。香積院と号す。天明の大火で焼失し、韋駄天像を開眼した文化四年に完成したと考えられる。

平面は、棟通りに平行して三列に分けられ、西端列は、唐破風を備えた常住の大玄関と踏込み、畳敷きの室からなる。中央列は通用口とし、入り庭に三口の焚口を設け、板間の広敷には韋駄天を祀る厨子が置かれる。東端列は、庭と広敷、諸室からなり、庭の西土壁沿いと広敷脇に竈が据えられている。

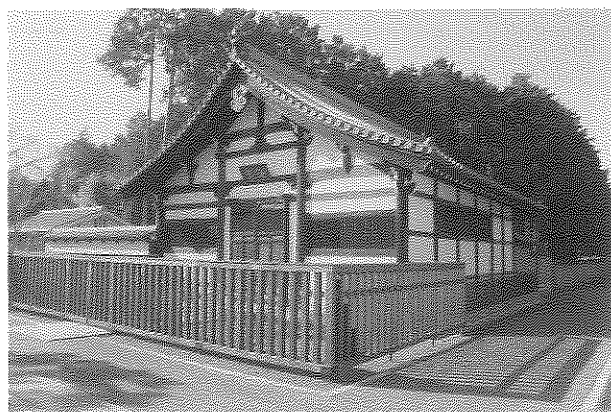
当初、韋駄天像の厨子は太玄関にあつたが、明治十六年（一八八三）の二世国師五百年遠忌に際して、常住玄関新設のため移設された。

庫裏は、非常に大規模なもので、五山の寺格に相応しい大型の庫裏遺構として貴重である。柱や梁で細かく分割した広大な正面の妻壁面は、窓や唐破風玄関を効果的に配し多彩な意匠を用いることで、ともすれば散漫になるところをバランス良くまとめている。また、平面も整然としたものである。一部改造が施されているものの、比較的当初の形態を良く伝え、明治の寺地画図によりある程度の復原も可能なので、近世の庫裏の使い方を考える上で歴史的にも重要といえる。

浴室は、法堂の北西部に東面して建つ。跋陀婆羅菩薩を祭神に祀り、宣明と号す。天文二十年に焼失した後、慶長期に再興されたものが、天明の大火を免れ、現在に至る。細部意匠は法堂とよく類似し、建立時期を裏付ける。

入浴方式は、当初、蒸気浴をしながら掛け湯をしていたが、江戸中期以降、改造を受け、蒸し風呂専用になっていた。内外部いずれも改造が大きかったが、平成十四年に慶長期の姿に復原修理が行われた。

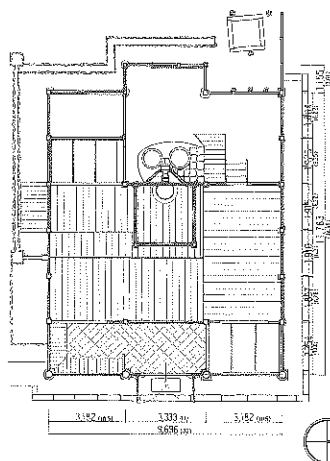
鐘楼は、開山堂の南側に東面して建ち、入母屋造、本瓦葺で袴腰を付す。洪音



浴室 正面



庫裏 正面詳細



浴室
平面図



庫裏 広敷庭

楼と号している。建立年代は、相国寺史料により天保十五年（一八四四）と考えられる。棟が高い大型の鐘楼で、軒を禅宗様三手先、腰組を和様三手先並麻組としている。袴腰上部は、漆喰で塗り廻す。禅宗様を基調とする中に、和様の細部を巧みに織り込むなど、大工の腕の冴えを随所に窺うことのできる建物である。

経蔵は、天明の大火後、再建がかなわないまま放置されていたが、安政六年（一八五九）、第百一〇世となる盈冲周整の寄附により、蔵経置場を兼ねた宝塔として建立された。桁行三間、梁行二間ながら正方形平面とし、二階二重、宝形造、本瓦葺の建物である。建立は、万延元年（一八六〇）で、天龍寺及び慈濟院から秘襲の仏舍利を懇請した。現在、仏舍利は他所に遷され、経蔵となったが、経蔵を兼ねて造られた宝塔の希有な例として評価できる。

弁天社は、春日造棧瓦葺で、弁財天を祭神とする。基壇に彫られた明治の刻字と明治四年の寺地画図に当社が描かれていないことから、どこから移築されたものとわかる。建立年代は、細部様式から十七世紀後期と考えられる。身舎と向拝を繋ぐ海老虹梁の上部が塞がれている点が珍しい。本来、屋根は、こけら若しくは檜皮で葺かれていたと推察される。良材を用いた丁寧な造りの小社である。

勅使門は、放生池の南側に建つ規模の大きな四脚門である。天明の大火を免れたと伝えられ、細部意匠も法堂とよく類似するので、慶長期頃の再建と考えられる。良材を用い、意匠にも凝った大型の四脚門で、本柱、控柱のいずれも丸柱とする点に格の高さが表されている。相国寺において桃山期に遡る貴重な遺構であって、保存状態も良く、大伽藍の正門として雄大な姿を見せている。

総門は、勅使門の東脇に設けられた通用門である。棟札により寛政九年（一七九七）の建立とされる。棟梁は工藤市左工門求長である。大禅林に相応しく大きな構えの一間葉医門で、女梁上に斗を置き、実肘木を介して男梁を支える点が特徴である。

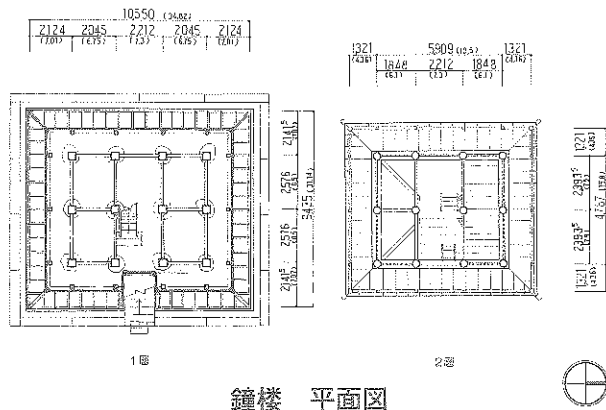
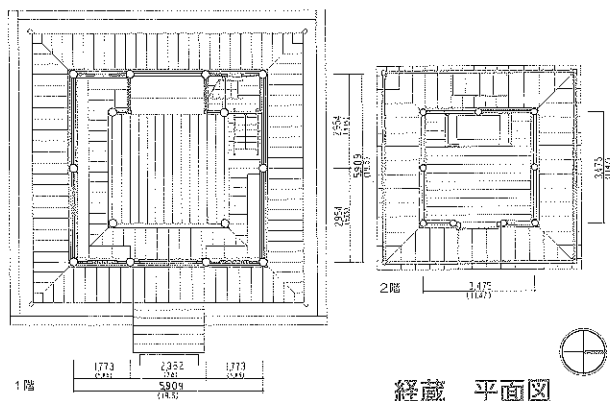
創建以来、相次ぐ災禍によって堂宇を更新してきた相国寺は、現在、慶長及び文化年間の復興による建物が大半を占め、三門と仏殿を欠くものの五山寺院としては比較的整った伽藍を維持してきた。慶長年間の遺構として類似した細部を持つ法堂（重文）、勅使門及び浴室は、桃山時代の雰囲気良く伝える秀作であり、



経蔵 正側面

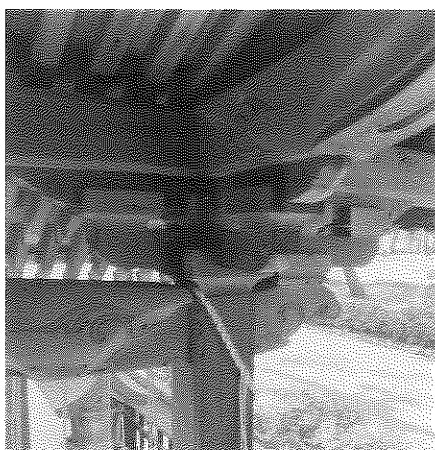


鐘楼 背側面

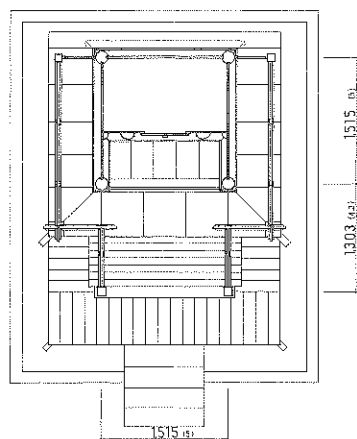




弁天社 正面側



弁天社 向拝詳細



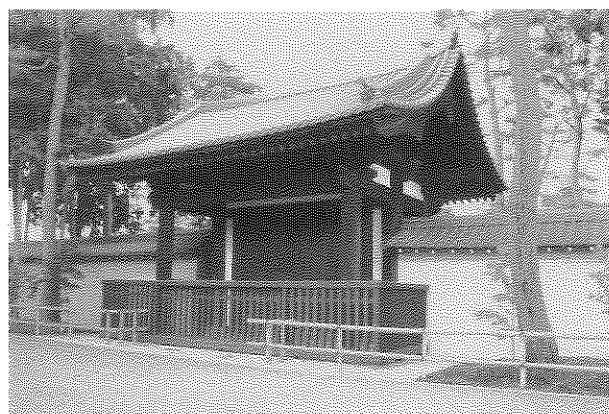
弁天社 向拝詳細

当時の雄壮な伽藍を彷彿させる。また、文化年間の再興においては、開山堂としては特異な形態を持ち、恭礼門院御殿の旧材を巧みに利用した優美な開山堂、近世の建立としては五山唯一で仏間を持たない大規模な方丈、正面妻壁面の構成が賑やかな大型の庫裏など、五山寺院にふさわしい建築が遺されている。他にも、和様と禅宗様が巧みに折衷された鐘樓、経蔵の機能を併せ持ったユニークな宝塔等が伽藍に彩りを与える。以上のように、相国寺は、近世における五山の伽藍構成を伝える禅林として、大型で多様な建築が群として存在する点において高く評価でき、後世に受け継ぐべき貴重な文化遺産である。

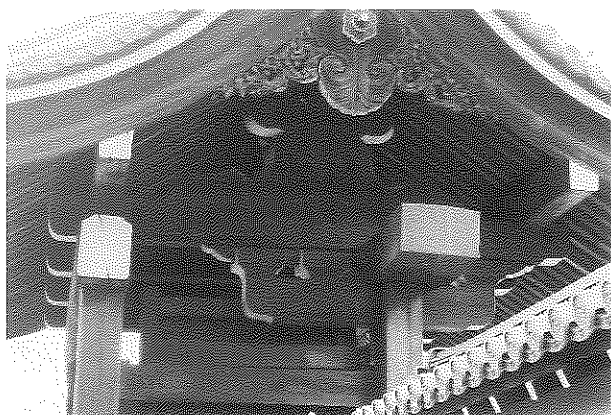
(岡本公秀)



総門 正面



勅使門 正面



総門 詳細



勅使門 詳細

御園神社

一棟（指定）

八幡市上奈良御園九番・一〇番合地

宗教法人 御園神社

本 殿（二棟）一間社流造、檜皮葺

建築年代 元禄十四年（一七〇一）

御園神社は、八幡市北東部の木津川南河畔に広がる上奈良地区に鎮座し、天児あまのこ屋根命やねののみこと、武甕槌命たけすけのみこと、経津主命つねぬしのみことを祭神とする。

創建については不明とされるが、当社蔵の「御園神社神縁紀」（元和元年（一六一五）によれば、延暦六年（七八七）、桓武天皇が河内国交野に行幸され、この地で獵遊の際、「使大納言藤原繼繩那羅莊御園の地に宮殿造営、春日四座の内三柱を齋き祀らしめ玉ふ」との神託があり、創立されたとしている。しかし、本殿擬宝珠の銘「牛頭天皇 城州綴喜郡上奈良村 元禄十四年辛巳十二月吉日」や嘉永の文書から、近世には牛頭天皇をお祀りしていたことがわかる。

本殿は南面し、拝殿と接続する覆屋の中に収まっている。檜皮葺の一間社流造で、右記した擬宝珠銘から元禄十四年の建立と考えられる。

平面は、桁行一間、梁行二間の身舎を前後二室に分け、外陣と内陣とする。内外陣境と背面は中柱二本を立て、柱間を三等分しているが、内陣は一室としている。身舎の正側面三方に跳高欄付きの縁を廻し、正面に七級の擬宝珠高欄付き木階を備える。向拝には浜床を設けている。

軸部は、木階下まで伸びる亀腹上疎石に丸柱を立て、地長押、切目長押、内法長押、頭貫で固め、平三ツ斗の上に置いた実肘木で桁を受ける。背面の中柱二本は桁下まで伸ばし、直接桁を支えている。

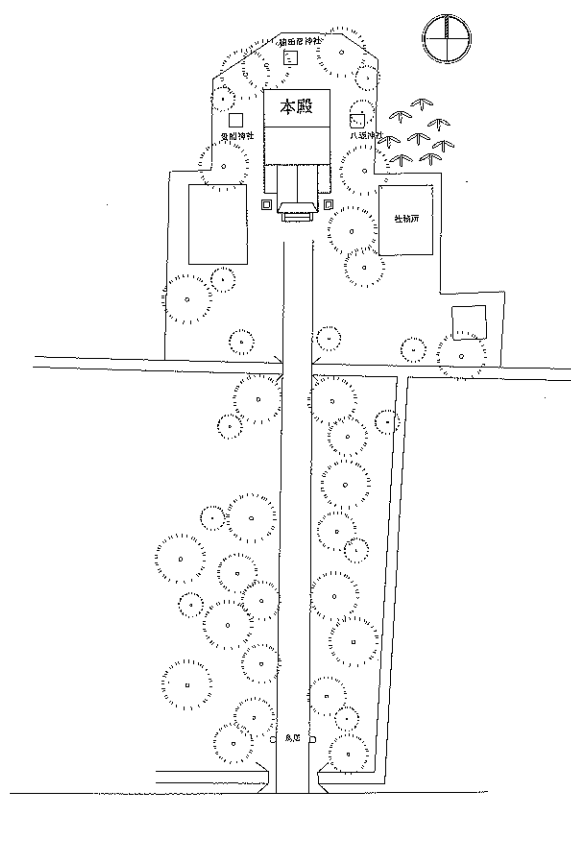
細部裝飾には見所が多い。肩から足先にかけて藤があしらわれた向拝正面の簷股の意匠は、類例を見ない珍しい意匠であり、水引虹梁の絵様は、渦の部分を盛

り上げる陽刻彫りで、手の込んだものである。また、部分的に残る彩色は、当初、建物全体に施されていたと考えられ、特に水引虹梁には、置き上げ彩色の手法が用いられるなど、建立時の莊嚴な姿を伝えている。

一間社流造の内外陣境及び背面に中柱をたて、三間とする平面の社殿は、全国的に例が少なく、京都府内では、仁和寺九所明神本殿（重文・寛永十八〜正保四年（一六四一〜一六四七）、久御山町の荒見神社本殿（江戸初期））が知られるのみである。周辺では、滋賀県には見られず、大阪府内に未指定のもの二件が知られている。いずれも建立年代は、江戸時代初期から中期にかけてであり、大阪から京都南部における、この時期に造営された神社の一つの傾向であると言える。

御園神社は、全体に木細く繊細な架構で組み上げられており、細部彫刻には手の込んだ細工が施されている。また、柱を床下まで丸く仕上げ、縁束と柱を繋ぐ貫を湾曲させるなど、目に付かない部分まで丁寧に凝った仕事をしている。正面一間背面三間の流造社殿の分布や、江戸時代中期の山城地域の神社本殿の様相をとらえる上で貴重な建物である。

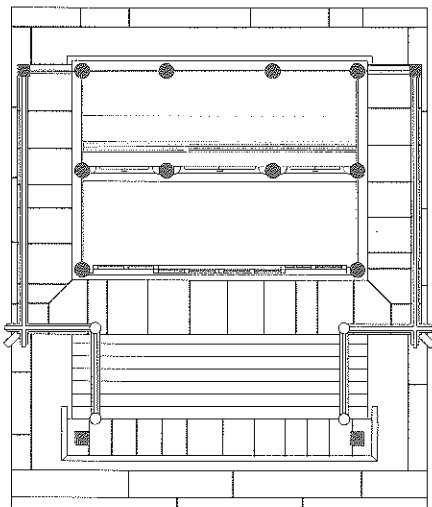
（岡本公秀）



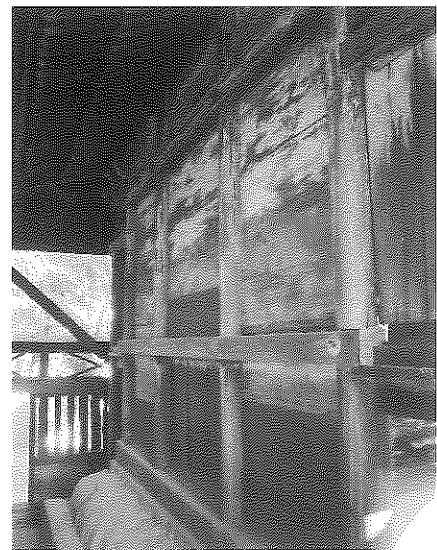
開山堂 平面図



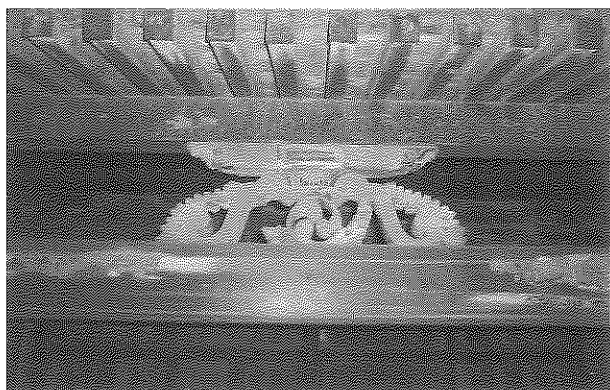
正面



本殿 平面図



背面



向拝臺股



向拝上部詳細

美術工芸品

絹本着色愚中周及像

自賛がある

絹本着色愚中周及像

靈仲禪英の賛がある

一幅

(絵画・指定)

一幅

福知山市大呂一四七四

宗教法人 天寧寺

図 様

(自賛像)

画面中央から下部にかけて、天寧寺開山である愚中周及の全身像を描き、上部には育公(春岩妙育)にあてた自賛を七行にわたり書す。

愚中は画面向かって斜め右を向き、法被をかけた椅子に坐す。愚中は白色の下衣の上に浅葱色の法衣をまとい、さらに茶色の袈裟を着ける。

右手に払子を執り左手は全指を握る。椅子の前には沓台を置き、上に沓を載せ、椅子には杖を立てかける。

愚中の肉身は肌色を塗り、輪郭線、眼窩、鼻梁、小鼻、頬、皺などは細い淡墨線の上から朱で描きおこす。一方、上瞼、瞳、鼻穴、唇の結び目の両端などは濃墨線を用いて強調する。頭部には白と淡墨にて生え

かった髪の毛を、口の周囲には白にて少し生えなかった髭をあらわす。眉は極細の墨線を重ねてあらわし、唇は濃朱で輪郭し、淡い朱を塗る。

法衣、袈裟などの描線は抑揚を抑えた太目の墨線を用いるが、法衣の衣文線には打ち込み及び肥瘦のある濃墨線を用いる。法衣は浅葱色の地に濃浅葱色で丸双龍文(カ)をあらわし、袈裟は田相、条葉ともに茶色に塗られる。

法被の中央部は、地を朱塗りとし、文様部は白を盛り上げた上に金泥を塗って牡丹唐草文をあらわし、同周縁部は金箔地とし、その上に白を賦彩し、塗り残した金箔部分を文様として二重蔓牡丹唐草文をあらわす。椅子及び沓台の縁と脚は白地のうえに、朱線で縁取りを施した墨線にて屈輪文等をあらわす。沓は浅葱と青にて賦彩される。

芋香散傍

台標、

敬奉

(見立)

鈞命謹賛

仏徳大通禪師

(朱文)

老比丘禪英拜書

品質形状 各絹本着色 掛幅装(一副二鋪)
法 量(自賛像) 縦 八九・二センチメートル、横 三九・九センチメートル
(靈仲賛像) 縦 九七・八センチメートル、横 四五・九センチメートル
時 代 各室町時代

賛 文(自賛像) 莫言斯老漢、

無道亦無伴、

(自賛像)

幸得育春石、

芳帶柔榆暖、

老納周及、為

育公知賓自

許云(花押)

(靈仲賛像) 金鰲山頂、楊子江心、

藏身屏跡、攀高釣深、

平吞仏祖、眇視古今、

一生家活掩不得、

(靈仲贊像) 画面中央から下部にかけて、天寧寺開山である愚中周及の全身像を描き、上部には靈仲禅英による贊文を十行にわたり記す。

愚中は画面向かって斜め右を向き、藁座を敷いた椅子に坐し、腹前にて禪定印を結ぶ。白色の下衣のうえに青色の法衣をまとい、さらに緑色の袈裟を着ける。

愚中の肉身は肌色を塗り、輪郭線、眼窩、鼻梁、小鼻、頬、唇、皺などは細い淡墨線を用いて描きおこす、また上瞼、瞳、鼻穴、唇の結び目の両端などは濃墨線を用いて強調することは自贊像と同様である。ただし、本像は皺に沿って淡い隈取りをわずかに施こし、相貌に柔らかみをもたせる。また、頭部あるいは口周りの毛は描かれない点も相違し、極細の墨線を重ねる眉も自贊像に比して薄く描かれる。唇は淡い朱にて賦彩する。

法衣、袈裟などの描線は太目の墨線を用い、線に沿って隈取りを施す。法衣、袈裟ともに無紋であるが、衣褶線を巧みに表現する。

椅子、沓台ともに素木を茶色であらわし、装飾はなく簡素なものである。沓台上には、浅葱色の沓を置く。

天寧寺は旧丹波国天田郡の北西山間部に所在する臨濟宗寺院で、丹波国佐々木庄下山保の地頭職を世襲した金山氏の菩提寺として南北朝時代に創建された。貞治四年(一三六五)には金山宗泰が靈仲禅英(一三三〇―一四一〇)と語らい、愚中周及(一三三三―一四〇九)を開山に招いた。愚中は、入元し金山にて臨濟宗松源派の即休契了に十年近く近侍し、嗣法した。帰国後は丹波国天寧寺、安芸国仏通寺の開山となり、その弟子は愚中派と称した。愚中、靈仲ともに、晩年に將軍足利義持(一三八六―一四二八)の帰依をうけたが、応永十六年(一四〇九)に義持の奏請により紫衣を授けられた愚中は、同年八月二十四日に天寧寺にて義持の逆修仏事をつとめ、翌日同寺にて示寂した。翌月大通仏徳禅師号を追諡された。

愚中周及の頂相は、本二幅及び仏通寺本一幅(重要文化財、応永一四年)の都

合三幅が知られる。仏通寺本が右手で頭上を撫でるような特異な姿にあらわされることに対し、本二幅はともに椅子に坐す通形の姿にあらわされる。

二幅のうち愚中による自贊像は、「育公知實」のために「老衲周及」が着贊したものである。「育公知實」は、応永十四年にこの人物が美濃国永保寺に帰山するに際し、愚中が法語を与えたことが知られ(『大通禅師語録』、元翁本元の孫弟子にあたる春岩妙育と判明する。本頂相の制作年代は、白髪交じりの相貌からみても、愚中最晩年の寿像と位置づけられよう)。

また靈仲贊像は、贊文により、足利義持の命により靈仲禅英が仏徳大通禅師の肖像に着贊したことがわかる。愚中は示寂直後の応永十六年九月に禅師号を追諡されていること、靈仲は応永十七年五月二十七日に示寂していることから、本図の制作年代はその間のことと判明する。

二幅ともに扁平な頭のかたち、広い額、下がり気味の目尻、やや突き出し気味の唇など像主の特徴をつかみ、一点を見据えるかのような目の表情も巧みに表現し、写実性に富んだ作品となっている。ただし、両者を比較すると自贊像の表情は謹直さが窺われ、一方、靈仲贊像は柔らかな面貌表現がなされる。また、自贊像は朱地牡丹唐草文金欄を表現した法被にみるごとく、着衣などがきらびやかな表現をみせ威儀を正した表現をとることに対し、靈仲贊像は着衣は無紋、椅子及び沓台は素木であることなど質素を旨とした作風にあらわされ対照をなしている。

これら二幅は、中世後期の丹波を代表する禅利である天寧寺開山であり、臨濟宗愚中派の祖である愚中周及の最晩年の寿像及び示寂直後の遺像としてばかりでなく、写実性に優れた室町時代前期における禅僧肖像画として貴重である。

(地主智彦)



絹本著色愚中周及像
靈仲禪英の賛がある



絹本著色愚中周及像
自賛がある



自賛像 面部拡大



霊仲賛像 面部拡大

紙本墨画淡彩白衣観音図

しほんぼくがたんさいびやくえかんのんず

一幅（絵画・指定）

京都市東山区本町十五丁目七七八

宗教法人 東福寺

品質形状 紙本墨画淡彩 掛幅装 五十紙貼継（縦十紙、横五紙）
法 量 縦 三二・八・〇センチメートル、横 二八・五・一センチメートル
時代 室町時代

図 様 雲に覆われた岩窟のなか、水上から屹立した岩座上に端座する白衣観音図を正面向きに描き、観音図の左手前に善財童子を、右手前に龍を配す。

白衣観音は、下衣の上に白衣をまとい、宝冠、胸飾、腕釧を着す。両手を腹前に組み、結跏趺坐する。肉身は肥瘦のない墨線にて輪郭され、肌色に賦彩される。白衣は、肥瘦のある力強い墨線にて輪郭され、白土にて塗られる。衣の裏地及び下衣は緑青を用いる。宝冠、胸飾は朱、丹、群青、緑青にて彩色され、宝珠風の飾りは群青、丹にて同心円状に縹緗彩色とする。臂釧は朱にて賦彩される。

龍は、前脚の爪を岩にかけ上半身をのぞかせ、その目は正面を凝視する。白目、歯、髭、爪は白色、口腔内は朱で賦彩される。背、腹の鱗は輪郭に沿って白色を塗る。善財童子は画面左下にあり、水上から屹立する岩上に立ち、いくぶん腰をかがめて白衣観音を仰ぎ合掌する。肉身は肌色、衣は表が緑青、裏が白群、天衣は緑青、腕釧は朱、裙は白に賦彩される。

水波は緑がかった箇所がみられ、波頭は白若しくは具墨に表される。岩は少しく茶色がかっており、岩につく点苔は緑青が用いられる。雲は白色で賦彩されるが現状ではほぼ剥落する。

本図に落款、印章は付されないが、雲に覆われた岩窟の力強い表現や白衣観音にみる太く単純化された衣文の描法は、達磨図など明兆作の巨幅の表現と相通じ、縦三メートルを越える大画面に破綻なく描ききる画家の力量からみて、本図の作者は寺伝のとおり東福寺の画僧吉山明兆（一三五二—一四三一）とみて間違いない。

明兆は淡路島に生まれ、淡路国安国寺の大道一以のもとで修行したが、大道に従い東福寺に移り、以後は同寺に籍を置いた。画業の初見は、永徳三年（一三八三）明兆三十三歳の時の水鏡像であり、同寺における画作は五十年近くに及んだ。この間、主に殿主という低い僧職にあつて、東福寺公用物としての仏画、道釈画、頂相などの制作にあたつた。仏涅槃図（応永十五年（一四〇八）、達磨図（重文）、蝦蟇鉄拐図（応永二十五年、重文）あるいは円爾弁円像（重文）などの巨幅や、五百羅漢像四十五幅（至徳三年（一三八六）、重文）、三十三観音像三十三幅（応永十九年）、四十祖像四十幅（応永三十四年、重文）などの大作がこれに該当し、その偉業を知ることができる。また、春屋妙葩像（永楽二年銘（一四〇四）、光源院蔵、重文）や釈迦三尊三十祖像（応永三十三年（一四二六）、鹿王院蔵、重文）などにみるように、十五世紀に入ると東福寺にとどまらず五山を席卷した夢窓派からの依頼による画作も行い、画家として名声は広く五山に広がったことが知られる。明兆は巨幅から小品まで多数の作品を残したが、特に中国絵画から学習した道釈画に優れ、後世の画家に与えた影響も少なくない。

ちなみに、本図は、『探幽縮図』に「東福寺後門」として模写される白衣観音図と極めて近い構図をもつ。この東福寺仏殿後壁画は明治十四年（一八八一）の仏殿火災とともに焼失したが、高八丈、幅三丈という極めて大きなものであった。本図は中央に端座する白衣観音を取り囲む岩窟を破綻なくまとめる画面構成力、さらには岩窟や波濤を描き出す墨線の筆力にみるべきものがあり、大作に優れた明兆の力量を遺憾なく発揮した作品として高い価値をもっている。

（地主智彦）



紙本墨画淡彩白衣観音図



白衣觀音面部拡大

しほんぼくがたたんさいかんざんじつとくず
紙本墨画淡彩寒山拾得図

二幅 (絵画・指定)

京都市東山区本町十五丁目七七八

宗教法人 東福寺

品質形状 紙本墨画淡彩 掛幅装 各十六紙貼継 (縦八紙、横二紙)

法 量 (寒) 縦 二二〇・五センチメートル (二四四・七センチメートル)

横 一一二・一センチメートル

(拾) 縦 二二九・八センチメートル (二四六・〇センチメートル)

横 一一二・三センチメートル ※括弧内は描表装部も含む法量

時代 室町時代

図 様 右幅に寒山、左幅に拾得の全身図を相対して描く。寒山、拾得ともに

下衣の上に法衣をまとい沓を履く。寒山は経巻を両手に持ち胸前に広げる。岩座に腰をかけ両脚を前へ伸ばす。拾得は臂から折り曲げた両前腕を胸前で交差させ、両の掌を外側に向ける。松樹に腰をかけ左脚を下にして両脚を交差させる。

肉身は抑揚のない墨線で輪郭され、肌色で賦彩される。墨線は淡墨線を用いるが、目尻、鼻腔、唇の両端などは濃墨線にて強調する。明るい褐色で隈取りを施し、立体感をもたせる。頭部は褐色で賦彩した上に濃墨線にて蓬髪を表現する。眉は細墨線で毛書きされ、円弧状の太い眉に表現する。目は三日月形に誇張され、瞼が厚く重く垂下する。瞳は濃緑色で塗られ、白目は白色を塗り、目尻に緑青を差す。頬の肉が気怠く垂れる一方で、口は口角を上げ、白い歯及び舌を露わにし、不気味な笑いの表情を形づくる。

一方、衣は太く肥瘦が著しい墨線を用い、単純化された表現がみられる。衣は朱墨で賦彩され、衣文線に沿って薄墨色で隈取りをいれる。衣の内側は緑青、腰紐は群青にて賦彩される。下衣は白色にあらわされ、沓は薄墨、底は焦茶で賦彩される。

寒山図の岩、拾得図の松ともに、その輪郭は衣文同様の太く単純化された描線が用いられるが、直線的な前者と曲線を強調した後者との間に対比を作りだしている。寒山図の岩には緑青の点苔が蒸し、上部からは蔓性植物が垂下する。拾得図の上部には、霞の内より蔓性植物が垂下した松枝が伸びる。松の樹皮は、地を茶色で塗り、速筆感のある薄墨線で渦巻状の形を並べて表す。松枝は緑青で地を塗った上に中心から放射線状に表した墨線を施す。画面の地には全体に薄墨をまき雲煙をあらわす。

また、本図は表具の左右の柱が細い輪補仕立に似た形式にて表装されるが、一文字部分と中縁部分が当初の描表装である。前者は群青地に金箔にて、後者は朱地に金箔にてともに二重蔓牡丹唐草文様を表す。

本図にみえる不気味な雰囲気や、著しく単純化された太い墨線にてあらわされる衣文や岩松の輪郭表現は、明兆作蝦蟇鉄拐図(東福寺蔵、重文、応永二十五年)の表現に近似する。このことから、本図に落款、印章は付されないものの、作者は吉山明兆(一三五二―一四三二)と推定される。また、法量からみても、達磨図(縦二三九・〇センチメートル、横一四九・〇センチメートル)、蝦蟇鉄拐図(縦二三三・〇センチメートル、横一一八・〇センチメートル)に近く、これらと同様に東福寺の公用物として制作されたとみてよい。江戸時代の記録では、達磨図を中心に、本寒山拾得図を左右に奉懸していたことが知られるが、この組み合わせがいつまで遡るものかは未詳であって、制作時は別であると考えられる。

蝦蟇鉄拐図に比して、速筆感が強く、賦彩も控え目であり、背景の描写もより省略化されるが、大画面に不気味な存在感をもった寒山拾得を描き切る。本図のもとになった本は知られていないが、顔輝作の知恩寺本を模したものと思われる。蝦蟇鉄拐図などと同様に明兆の中国絵画学習の足跡を示す優品であるとともに、東福寺公用物として制作された大作群の一角を占める作品として高い価値をもっている。

(地主智彦)



紙本墨画淡彩寒山拾得図 2 幅



寒山全身



拾得全身

もくぞうせんじゅかんのうりゅうどう
木造千手観音立像

一 軀 (彫刻・指定)

綴喜郡宇治田原町大字岩山小字谷山口

宗教法人 巖松院

法 量 像 高 一〇七・二 髮際高 九一・〇

面 長 一〇・〇 面 幅 九・五 耳 張 九・五

面 奥 一一・六 胸 奥 一四・〇 腹 奥 一七・三

肩 張 二二・三 腰 張 二〇・三 脇手張 五七・五

(単位：センチメートル)

時 代 鎌倉時代

形 状 直立し、頭上に十一面(地髪上に十面、髻上に一面)と阿弥陀化仏を戴く、通形の四十二臂の千手観音立像。地髪部無文、髪際は正面のみ毛筋彫りにあらわす。天冠台をあらわす。白毫をつけ、耳朶環状。三道を表す。上半身に糸帛、下半身に裳をまとう。裳は二段に折り返し、裾を左右に張る。

品質構造 ヒノキ材、一木割^{わりはぎ}彫造か。漆箔。彫眼。頭体部前後にて短く。頭部は

三道下で割り差し首とするか。髻を短く。合掌手は肩、臂、手首で短く。寄せ、宝鉢手は上膊なかばを合掌手の臂後方に短く、臂、手首を短く。

他の脇手は前後三列(前列六、中列七、後列六)に並べ、一枚の台木につけ、合掌手上膊後方に取り付ける。脇手は各々臂、手首で短く。

後 補 肉身部漆箔、髻、頭上面全部、阿弥陀化仏、白毫、左肩後部材、合掌

手指先、宝鉢手指先、左脇手(前列第一、二、三、六手、中列第二、三、四、五、七手、後列第一、三、五、六手)、持物、頭飾、胸飾、天衣、台

座・光背

亡 失 裳先、左脇手後列第四手第二指、右脇手後列第三手第二及び第五指、

第四手第五指

巖松院は、綴喜郡宇治田原町大字岩山に所在し、岩山集落北端の山中に位置する真言宗寺院である。聖徳太子開基と伝えるが中世以前の寺史は未詳であり、永源寺住持にもなった如雪文巖(一六〇一―一六七二)が江戸時代前期に中興した。また、江戸時代には田原郷の三十三所霊場として信仰を集めた。

本像は、巖松院本堂脇檀に祀られる四十二臂の千手観音像である。面貌は小さな丸顔で、鼻や唇も小作りであるが、目尻をつりあげた表情にはやや精悍ともいえる傾向がうかがわれる。さらに、瘦身^{すうしん}の下半身を複雑な襞^{ひだ}でおおって像の輪郭をつくる衣文表現などを考えあわせると、この像の制作年代は鎌倉時代中期頃と推定するのが穏当であろう。当該期の特色をよく示す佳作として評価される。

本像の由緒は未詳であるが、本寺の『過去帳』に「巖松院本尊千手観音、天福元癸巳年(一二三三) 仏師康寛、ト云尊像之内書付有之、至今天保三壬辰年(一八三三)と、天保三年(一八三三)に修理が行われ、その際に実見されたと考えられる記述がある。この記述は本像に関連する可能性が高く、仏師名をはじめ記載内容については確認する必要があるものの、制作年代、仏師などについての参考となるう。

(地主智彦)



木造千手観音立像 1 軀



像底



正面拡大



背面



右側面



左側面

くじょうけさ
九条袈裟

絶海中津所用

一肩 (工芸品・指定)

京都市上京区今出川通烏丸東入相国寺門前町

宗教法人 長得院

法 量 丈 三七六・五センチメートル

幅(長)一四五・五センチメートル、(短)一三〇・〇センチメートル

品 質 (田相) 淡茶色平絹(北絹)

(堅条・横堤・縁・角貼・環座) 浅葱色平絹

(紐) 濃茶絹平打紐

(環) 玉屈輪文陰刻

付箋墨書

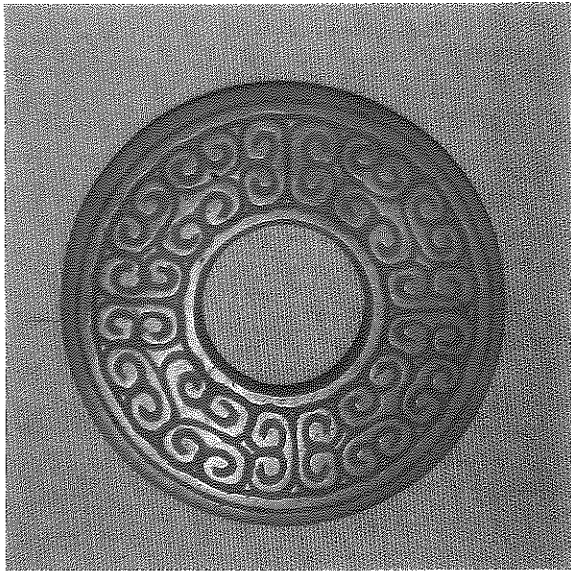
(表) 唐袈裟

地北絹、色茶褐、環玉

(裏) 附裏物

織物 竹節 (花押) 「」

時 代 明時代



環

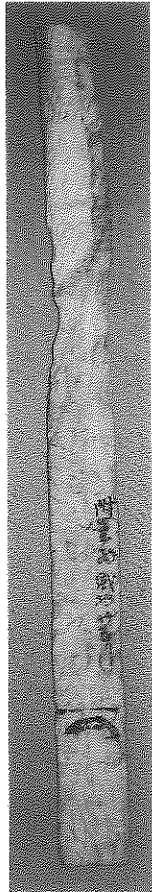
ぜつかいちゅうしん
絶海中津(一三三六―一四〇五)は夢窓疎石(一二七五―一三五二)の法嗣であり、將軍足利義満、義持をはじめ公武の厚い信頼を背景に、相国寺には三住し、あるいは鹿苑僧録をつとめるなど五山の要職を歴任した。一方、漢詩文集『蕉堅藁』を著し、義堂周信とともに五山文学の双璧と仰がれた。

絶海は入明中の洪武九年(一三七六)に太祖に謁し、僧伽梨、鉢多羅、茶褐などを下賜され帰国を許された(『仏智広照浄印翊聖国師年譜』)。本袈裟は絶海の法嗣であり、相国寺長得院の開山である鄂隱慧藏(一三五七―一四二五)が継承したとみられ、袈裟には「(表) 唐袈裟へ地北絹、色茶褐、環玉、/大明高祖賜之、(裏) 附裏物、織物、竹節 (花押)」との付箋が付属する。これにより、本袈裟は明太祖から絶海に下賜された袈裟に該当するものと認められる。ただし、附とされる裏物以下は今日伝来していない。

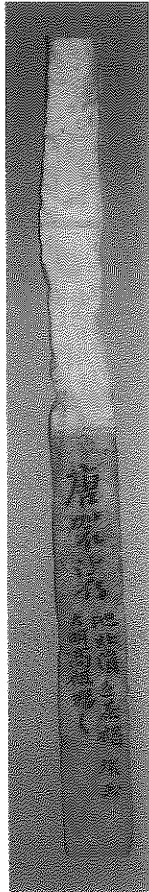
袈裟は幅が三七六センチメートルを測る大型のもので、中央部が短く、左右の丈が長い形の九条に仕立てられる。田相、堅条、横堤、縁などすべて無地の平絹を用いるが、緯糸に練糸を用いることにより光沢をうみだしている。鄂隱の付箋により、この平絹が当時北絹と認識されていたことがわかる。また、環に玉が使われる点も稀有な事例として特筆されよう。

本袈裟は、北絹と呼ばれて珍重された舶載品の古例に位置づけられて染織史上貴重であるばかりでなく、明の皇帝から直接下賜された由緒が明らかな袈裟の唯一の遺例として日中禅宗交流史上にも注目される。

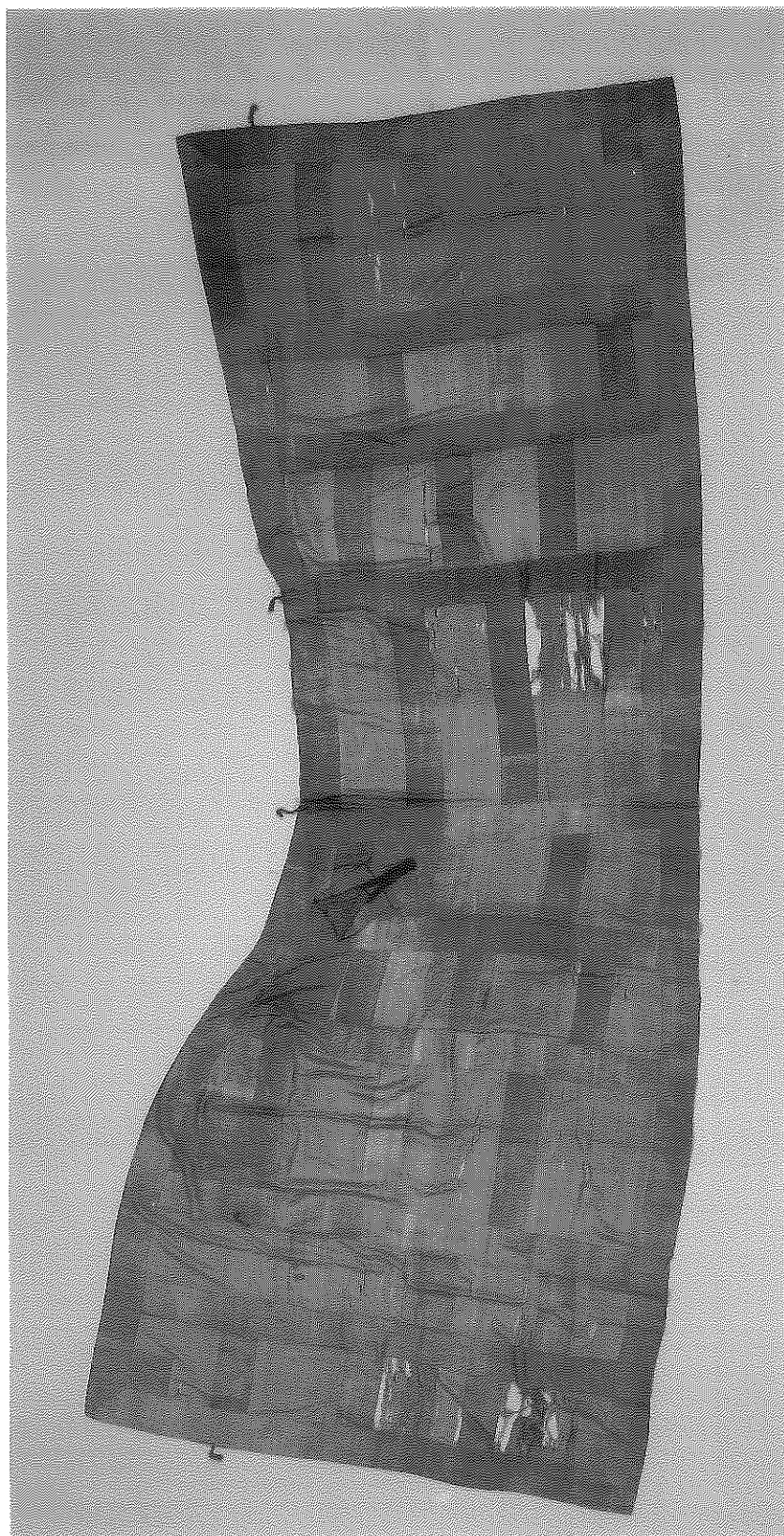
(地主智彦)



付箋(裏)



付箋(表)



九条綾

にじゅうごじょうけさ
二十五条袈裟

絶海中津所用

一肩（工芸品・指定）

京都市上京区今出川通烏丸東入相国寺門前町

宗教法人 長得院

法 量 丈 二九・四センチメートル、幅 一一・七センチメートル
品 質 （田相） 紅地連雲宝尽文綴子

（堅条、横堤） 紅地牡丹唐草八宝文綴子

（縁） 紅地牡丹唐草八宝文綴子地金欄

（角貼） 紅地宝相華文繻子地金欄、紅地三面宝珠文繻子地金欄

（環座） 紅地麒麟文繻子地金欄

（紐） 紅絹平打組紐、房付

（環） 玳瑁張環

時 代 明時代

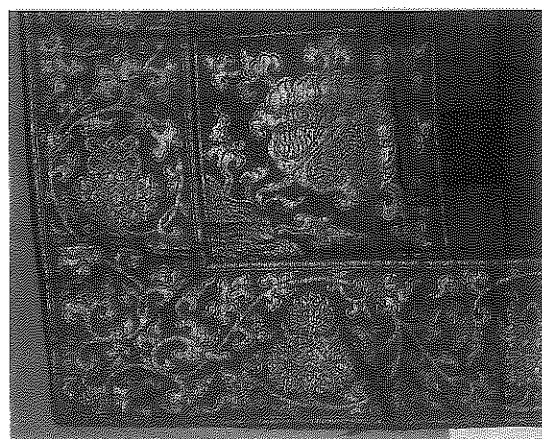
長得院に伝来する絶海中津（一三三六―一四〇五）所用の袈裟であり、足利義持（一三八六―一四二八）の下賜品と伝える。箱書によれば、鄂隠慧藏の自筆記録があつたといひ、そうであれば先の九条袈裟同様に絶海から鄂隠に継承され、長得院に伝来したものとみられる。

足利義持は、応永六年（一三九九）十四歳の時に、六十四歳の絶海から受衣し法名道詮を授けられ、師弟の關係を結んだ。義持が本袈裟を下賜した具体的事実については未詳であるものの、両者の緊密な關係からみてその可能性は十分に考えられよう。

本袈裟は、長方形を呈し、二十五条に仕立てられる。田相部は、全通の単とし、裏地はなく、表に縁、堅条、横堤などを重ねる。田相、堅条、横堤には紅地の綴子を、縁、四天には紅地の金欄を用いており、保存状況もほぼ良好であることから、見るものに華麗絢爛な印象を与える。綴子、金欄は織技に優れ、文様が中途



角貼（十三条目）
及び縁部分

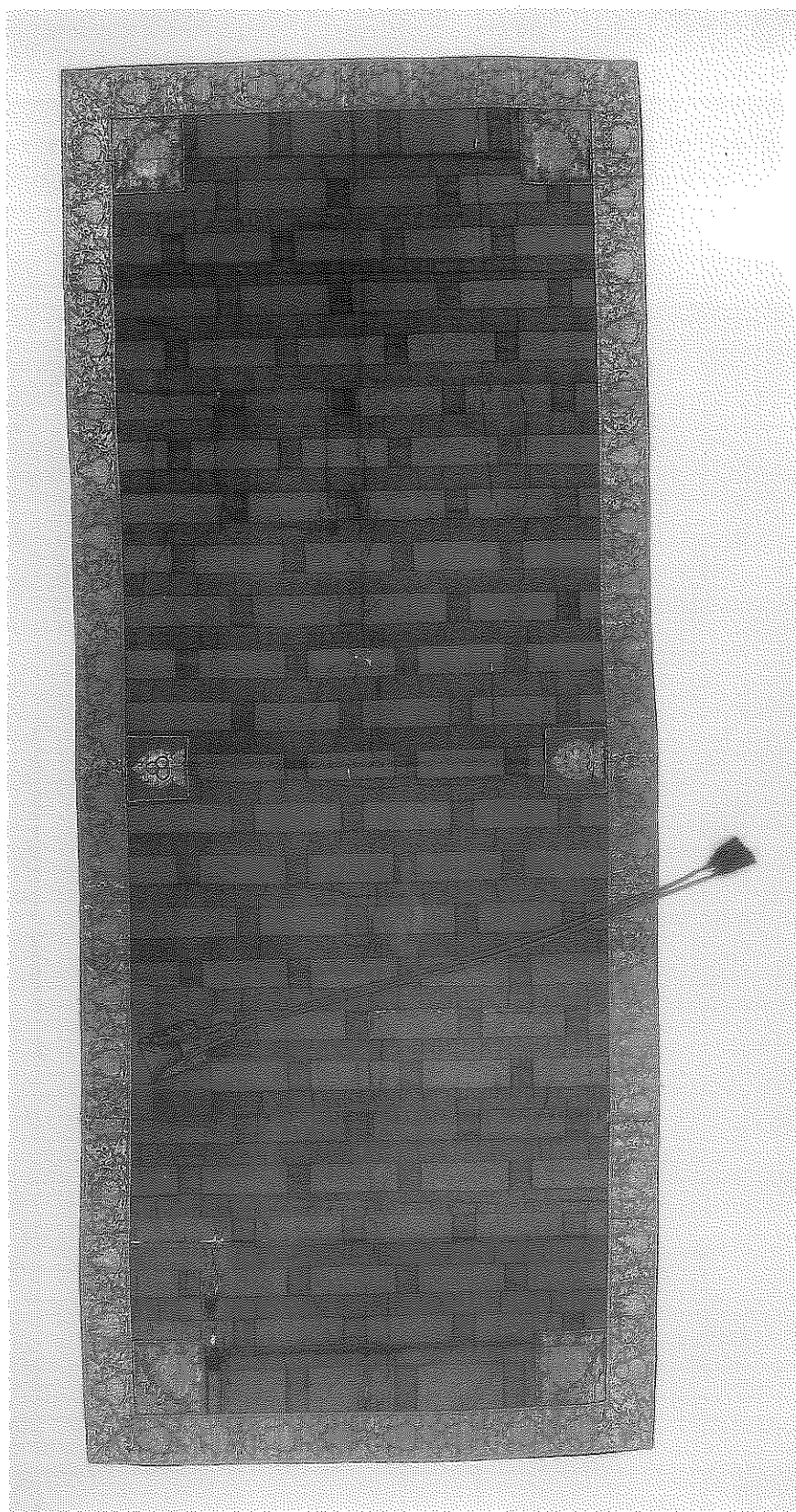


角貼及び縁部分

で切断される箇所がみられないことから、本袈裟用に特別にあつらえられたものであることを示している。蓮華にのる八宝文様と三面宝珠文の組み合わせの例は、明の永楽帝が永楽八年から十二年（二四一〇―一四一四）にかけて制作し、チベットに寄進した貝多羅經の鎗金挾板にもみられる。本袈裟の制作年代も同様に明代初期と考えられ、その質の高さからみて明の宮廷工房において制作された稀有な遺品と認められる。

このように、本袈裟は明代初期の極めて高い質の染織遺品として特筆されるところに、將軍義持から絶海中津に下賜されたと推定される点は当時の禪宗史、日中対外關係史を考えるうえにおいても重要である。

（地主智彦）



二十五条袈裟

紺紙金字無量壽經

卷上下

二卷

紺紙金字觀無量壽經

一卷（典籍・指定）

紺紙金字阿弥陀經

一卷

八幡市八幡清水井七三番地

宗教法人 正法寺

（京都府立山城郷土資料館寄託）

法 量 紺紙金字無量壽經 卷上 縦二六・五センチメートル、

全長九二四・〇センチメートル、紙数一八

卷下 縦二六・五センチメートル

全長九〇三・八センチメートル、紙数一八

紺紙金字觀無量壽經 縦二六・六センチメートル、

全長七八〇・〇センチメートル、紙数一五

紺紙金字阿弥陀經 縦二五・八センチメートル、

全長二四六・五センチメートル、紙数五

形状 卷子装、紺紙、金字、銀界、
時代 平安時代

無量壽經・觀無量壽經・阿弥陀經の三經は、浄土三部經と総称される。法然が撰述した『選択本願念仏集』のなかに、「正しく往生浄土を明かす教とは、謂はく三經・一論是れなり、三經とは、一に無量壽經、二に觀無量壽經、三に阿弥陀經なり、一論とは天親（世親）の往生論是れなり、或ひは此の三經を指して、浄土三部經と号すなり」という記載があり、日本の浄土諸宗において根本經典として取り扱われてきた。

八幡市八幡清水井にある浄土宗寺院正法寺には、平安時代末期に書写された浄土三部經四卷が揃って伝存している。正法寺の浄土三部經は、いずれも紺紙に銀界を施し、金字にて經文を書写したものである。

表紙は、紺紙に金銀泥宝相華唐草文を描く原表紙で、左上に区画を設けて外題を金泥直書している。ただし阿弥陀經の外題は「觀無量壽經」となっており、別の經典の表紙で後補したことがわかる。各巻表紙見返しには、金界線で複郭を設け、その中に浄土変相図等を金泥にて描いている。無量壽經卷上は釈迦說法圖、卷下は阿弥陀浄土變相図、觀無量壽經には、いわゆる韋提希夫人の姿が描かれている。韋提希が釈迦に懇望して無量壽仏（阿弥陀仏）の浄土を觀想する姿である。阿弥陀經は、阿弥陀如来の仏国土の姿と光明を放つ阿弥陀如来の姿が描かれる。表紙の宝相華唐草文の意匠、見返しの描き方等も、阿弥陀經のみ他と異なり柔らかみがあり、より古いものと思われる。

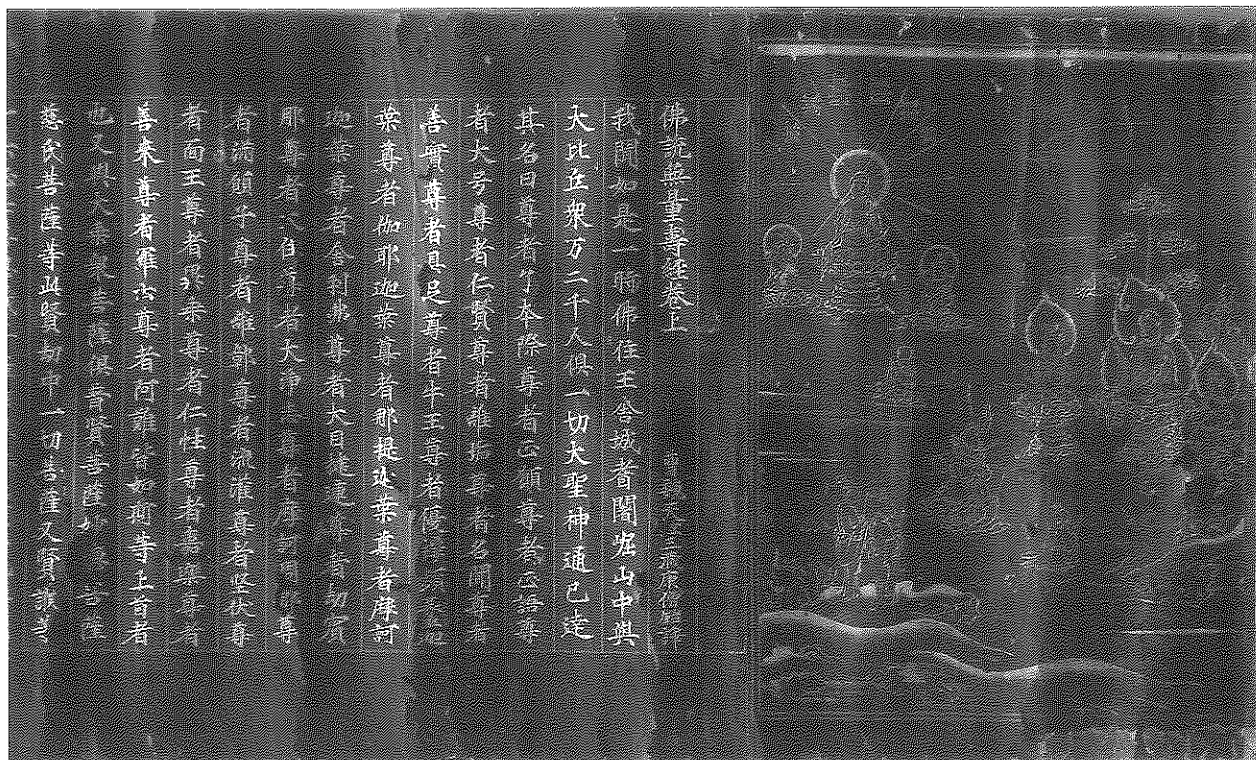
經文は、一行十七文字で、阿弥陀經は一紙に二十七行、他は三十行ずつ、一字一字丁寧な楷書体で筆写されており、巻末まで謹直な筆致はかわらない。無量壽經卷上下と觀無量壽經の三卷は、同筆と思われるが、阿弥陀經のみは、字体に柔らかみがあり、他とは異なっている。料紙をみても、阿弥陀經は長さ五〇センチメートルを超えないのに対し、他の巻は五一センチメートル前後であり、紙質も異なっている。字体や料紙から判断すると、阿弥陀經のほうが制作年代は遡るものと思われる。

軸首は、各巻ともに金銅製蓮華唐草文撥型で、当初のものである。軸首も阿弥陀經のもののみは、やや長い形状のものが使用されている。保存状況については、各巻ともに虫損がみられる。

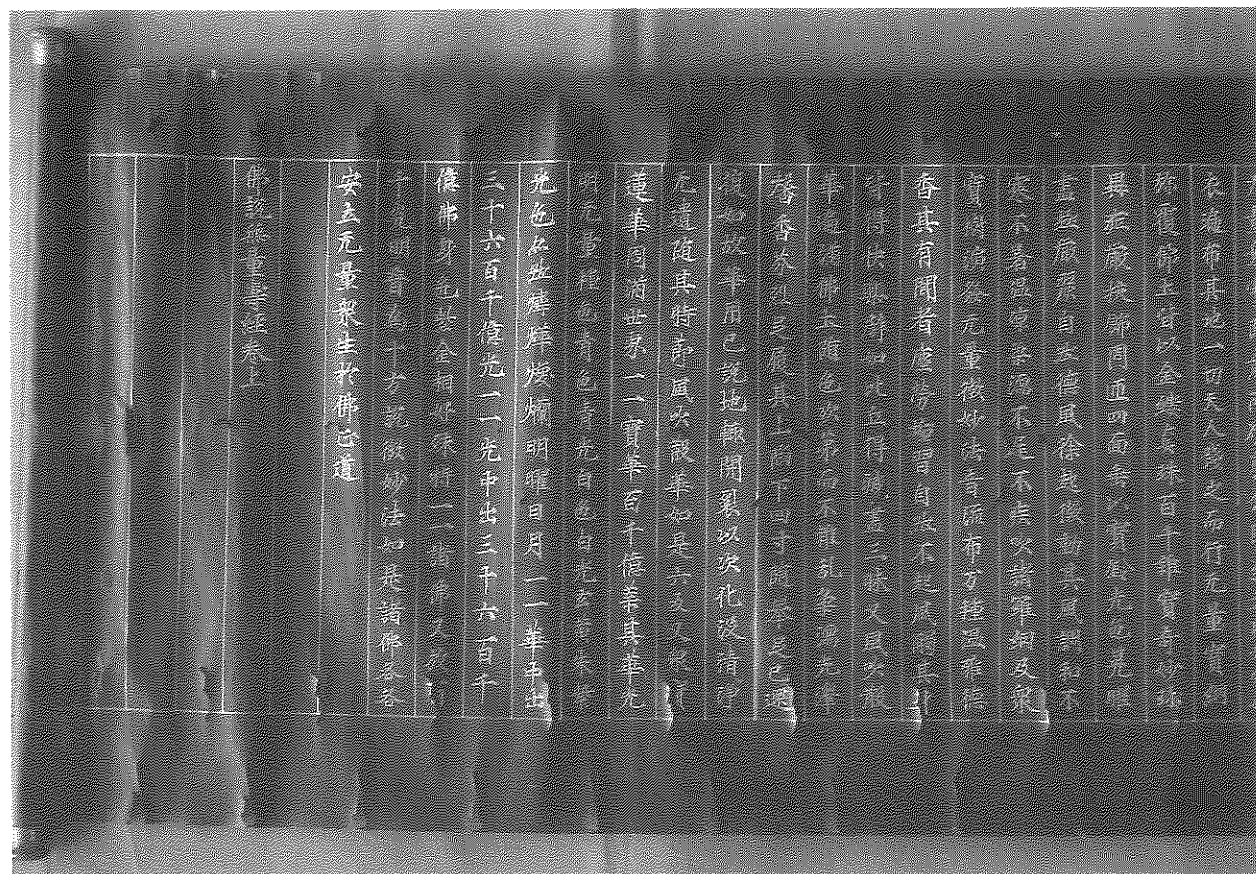
この三部經は、全体に裝飾性の高い經典である。この種の裝飾經は、平安時代末期から鎌倉時代初期にかけて、多く制作されたが、浄土經典では現存する遺品が少ない。本經は、阿弥陀經が制作年代を異にしており、当初から一具として作られたものではないが、ほぼ同時期の三部經が表紙、軸を含めて揃って伝存している例として貴重なものである。

なお、本經が正法寺に伝存した由来や事情については明らかではないが、江戸時代には、同寺に伝わっていたことが、什物帳から確認できる。

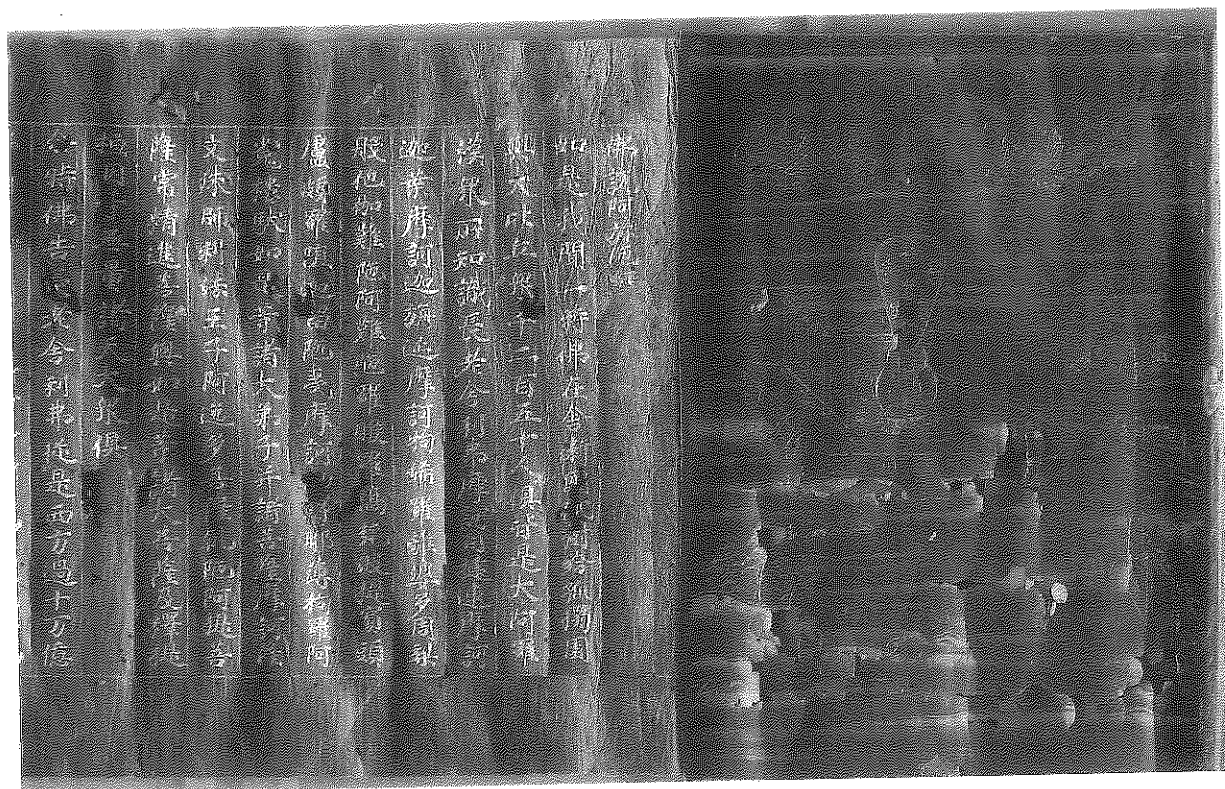
（田中淳一郎）



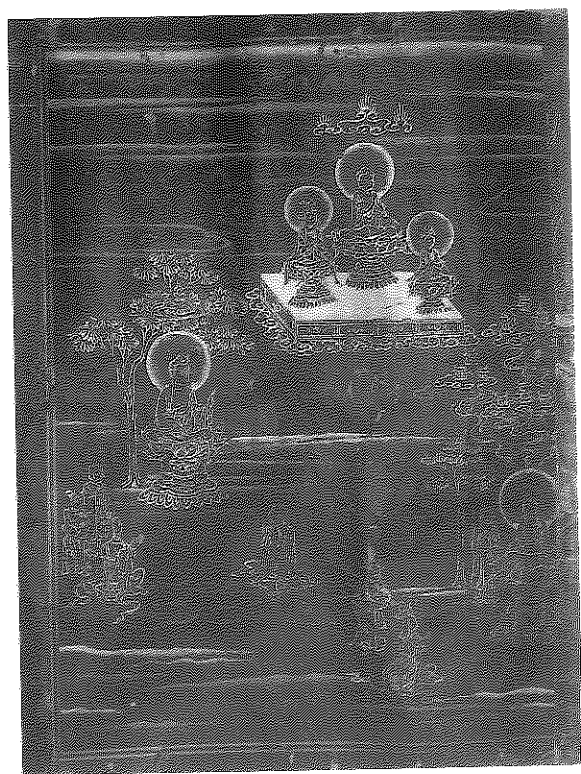
紺紙金字無量壽經卷上 卷頭部分



紺紙金字無量壽經卷上 卷末部分



紺紙金字阿弥陀經 卷頭部分



紺紙金字觀無量壽經 見返し



紺紙金字無量壽經卷下 表紙

水祭祀遺物 (浅後谷南遺跡出土)

十八点 (考古資料・指定)

京都市上京区下立売通新町西入

京都府

財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター保管

内 訳 第一施設

第二施設

一、木槽樋	一点	一、基礎材	五枚
一、角杭	四本	一、木槽	一点
一、足場板	一枚	一、梯子	一点
一、止水板	一枚	一、基礎材	一枚
一、基礎材		一、鳥形木製品	一点
		一、円盤状木製品	一点
		一、舟形木製品	一点

時 代 古墳時代

水祭祀遺物は、京丹後市網野町公庄にある浅後谷南遺跡で発見された一連の木器群である。浅後谷南遺跡は、日本海へ注ぐ福田川中流域東岸の、狭小な谷地形が複雑に入り組んでいる、丘陵の裾部に位置する、弥生時代から平安時代まで継続する集落遺跡である。発掘調査は、財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センターが、平成九年度（一九九七年度）と翌十年度に実施した。

今回、指定の対象としたのは、遺跡を東から西へ流れる古墳時代前期の水路跡

から出土した、水にとまなう祭祀を行ったと考えられる遺構を構成する木器十八点である。水路は、下流側に位置する第一施設付近では幅二メートル、深さ四〇センチメートル、第二施設付近では幅三メートル、深さ五〇センチメートルを計る。遺物は出土状況によって、第一施設に関わるものと第二施設に関わるものとに分けられる。

第一施設は、大型の木槽樋を中心とした施設である。木槽樋は、全長三五メートルのスギ材で、両端からは外径約三〇センチメートル、内法幅約二〇センチメートルの樋として成形し、中央部は幅六〇センチメートル、長さ一一〇センチメートル、深さ一二センチメートルの槽となっている。槽部分の出水口は底をやや盛り上げ、樋部分の幅をしばって狭めている。上流側の樋の端部は、斜めに切断されていて、止水板をもたせかけるようになっている。

この木槽樋のように、樋部分と槽部分とを同一の材から作り出した大型の木器は、他に例を見ないものである。また、木槽樋には、足場板と推定される板材が、樋に沿わせて設置された状態で見つかった。さらに木槽樋を固定した長さ約六〇センチメートル程度の角杭が二本、止水板等の堰き止め材を固定する角杭が二本、木槽樋を安定させるための基礎材、上流からの水を受ける止水板等が、ほぼ原位位置を保つ状態で出土している。止水板には、上部にU字形の切れ込みがあり、水の流れを調節しながら、水の上澄みだけを流して不純物をせき止める役割を果たしていたと考えられる。止水板は、木槽樋の上流側端部にもたせかけ、水が樋部分にうまく落ちるように工夫されている。基礎材には、別地点の止水板や鍬の未製品が転用されている。

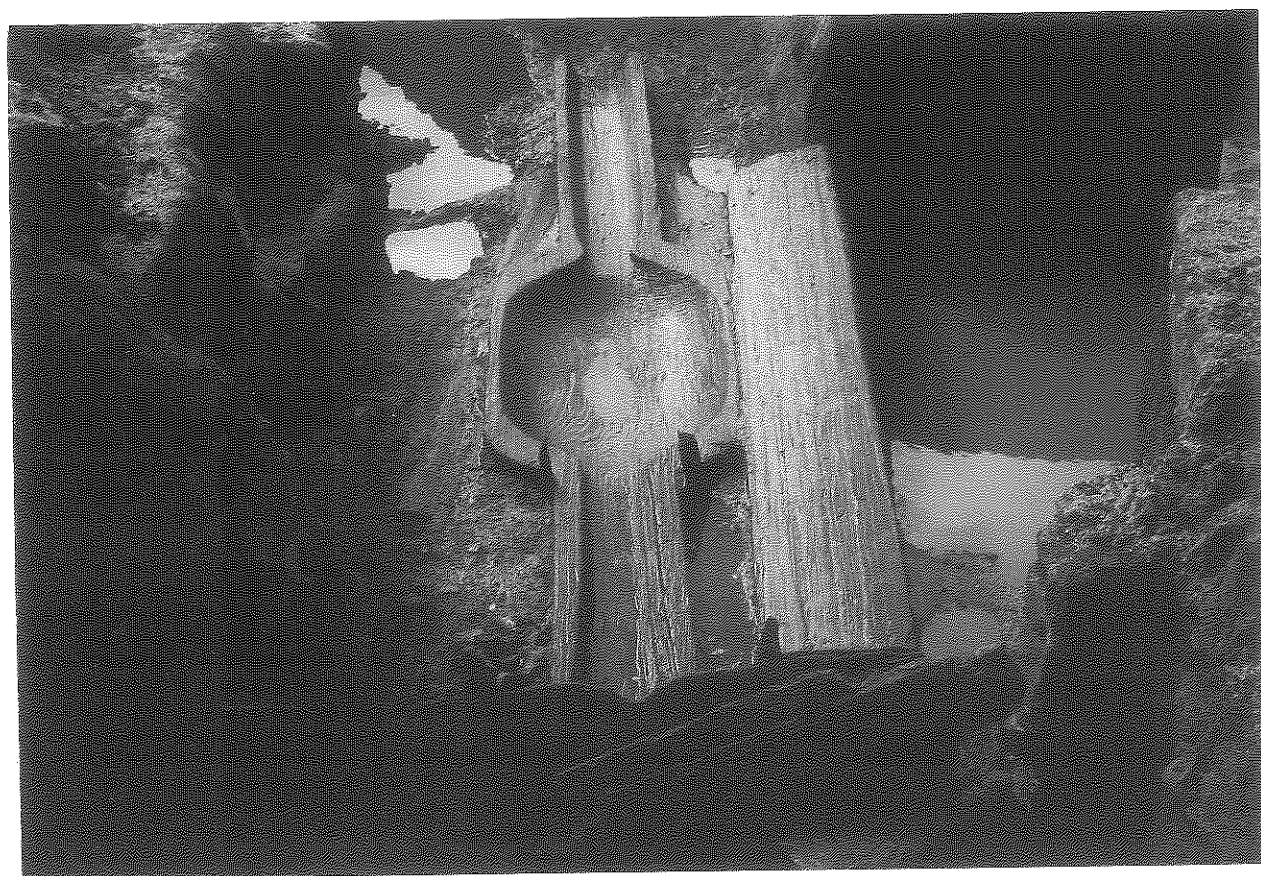
第二施設は、木槽を中心とする一群であるが、攪乱を受けており原位位置を保っていない。木槽は、長さ九一センチメートル、幅五一・四センチメートル、深さ一四・七センチメートルで、半截した材を削り抜いて作成している。小口には把手が削り出されており、あるいは持ち運んで使用したことも考えられる。梯子は、半截した丸太材から作り出したもので、長さ約一メートル、三段分が残っている。足場として転用された材か、あるいは水路に降りるために使用されたものかと思われる。

鳥形木製品（全長二五センチメートル）、円盤状木製品（径八・五センチメートル）、舟形木製品（全長五一・二センチメートル、幅一六・六センチメートル、高さ七・七センチメートル）は、いずれも形代と考えられる。円盤状木製品は、鏡を模した形代であろう。舟形木製品は、槽の実用品の可能性もあるが、内部の調整が粗雑であることから、同様に形代と考えるべきであろう。形代は、祭祀に伴う遺物であり、木槽周辺で出土していることから、この遺構が祭祀施設であることを裏付けている。

以上のように、浅後谷南遺跡で出土した遺物は、水に係る祭祀施設を構成するものと考えられる。水路のなかに数箇所止水板と木槽・木樋からなる堰状の施設を設け、浄水と呼ばれる澄んだ水を得るもので、この浄水を木槽樋の槽部分に溜め、祭祀に用いたものと推定される。

このような水祭祀遺物の出土は、京都府内では唯一の例であり、当時の人々の精神生活の一端を示すものとして注目される。同様の水祭祀に関わると考えられる遺跡は、近畿地方では奈良県纏向遺跡、滋賀県服部遺跡、大阪府神並・西ノ辻遺跡などの例が知られている。いずれも古墳時代に属し、木樋と木槽を備え、堰状施設を設けるなど、浅後谷南遺跡のものと共通する点が多い。しかし、浅後谷南遺跡から出土した木槽樋のように、一材から木槽部と樋部分とを作り出したものは他に例がなく、本例は非常に貴重な遺物ということができよう。

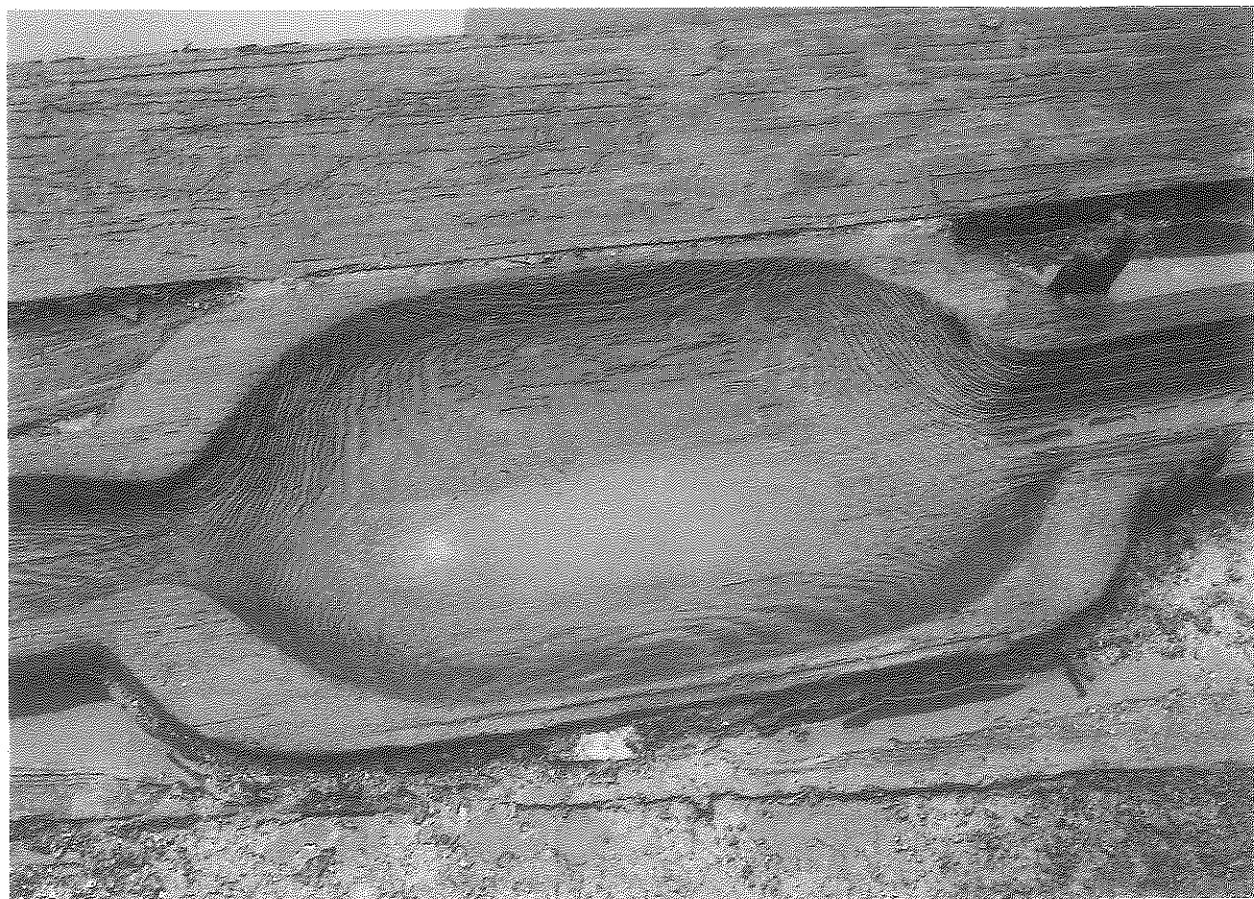
（田中淳一郎）



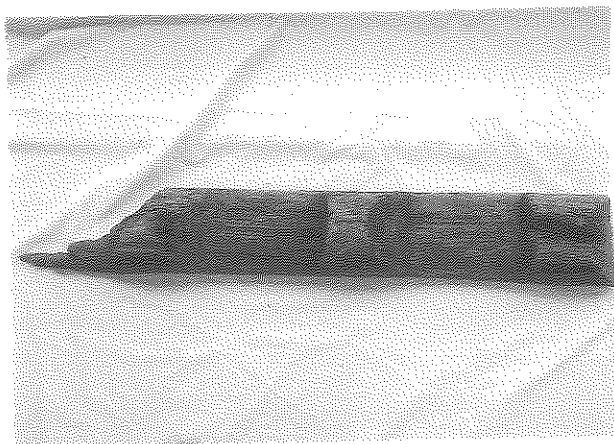
第1施設出土状況



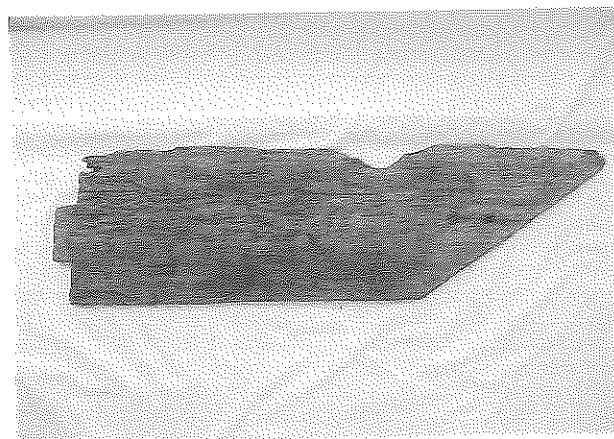
第2施設出土状況



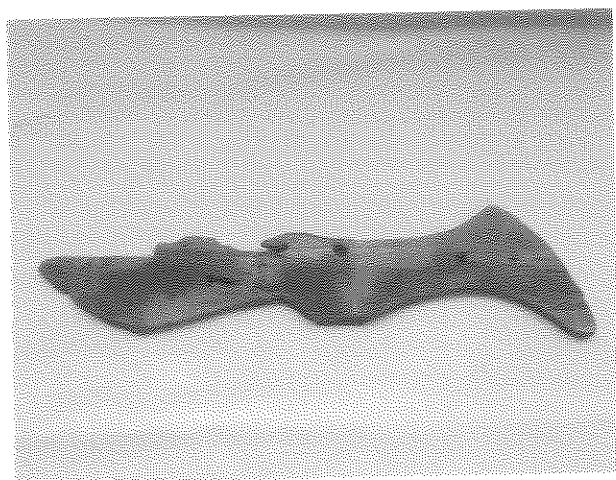
木槽槨 中央部分



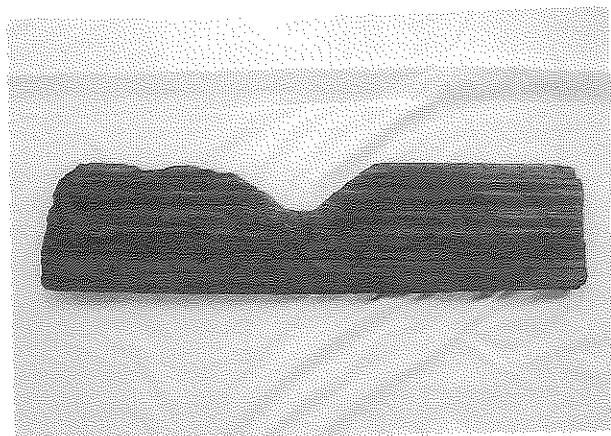
梯子



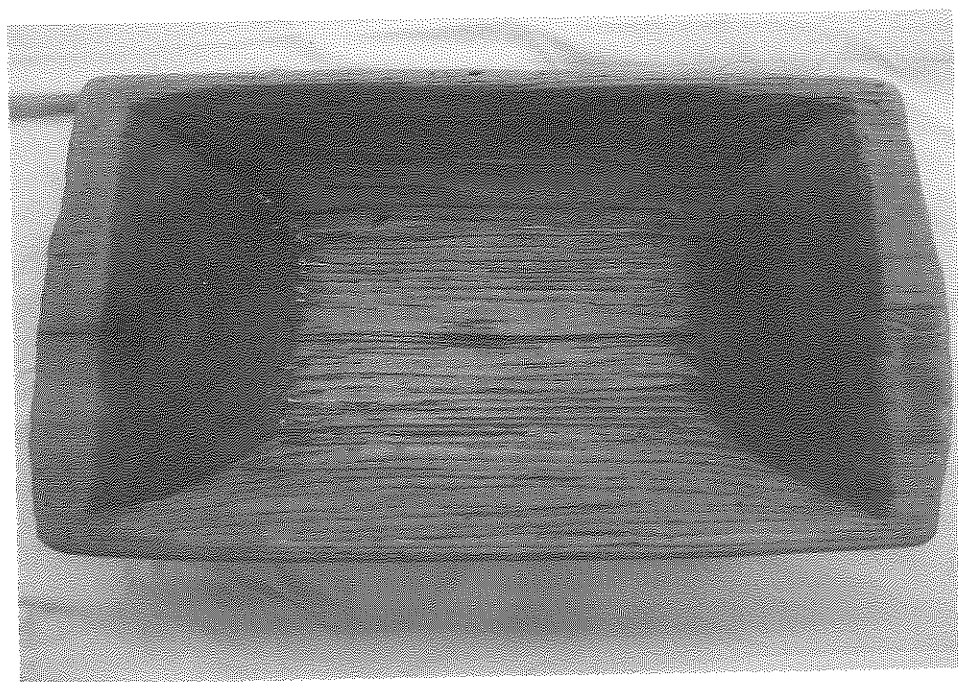
止水板



鳥形木製品



基礎材（止水板転用材）



木槽

無形民俗文化財

御園神社のずいき御輿・天狗・獅子

(登録)

保護団体 上奈良区 (八幡市上奈良)

八幡市上奈良区は地域の北東側に位置し、かつて周囲は豊かな耕作地が広がっていたが、交通至便な地勢から近年工場等の立地が増え、農村風景が大きく変化している。上奈良付近は、古代の久世郡那羅郷(和名抄)に比定されている地域で、中世には上奈良郷、近世から明治にかけては上奈良村、昭和二十九年八幡町となり昭和五十二年八幡市が発足して現在に至る。上奈良区の戸数は七十三戸、九組に分かれて区内の諸行事を担っている。

御園神社は集落の東に位置し、草創時期は不詳とされるが、現在の本殿建立時期は江戸時代中期とされ、同区の氏神社として崇敬されている。秋の例祭は戦前まで宮座の行事として、トウヤと呼ばれる祭礼実施の中心となる宮座の構成員に依る当番を中心に実施されていたが、戦後から宮座行事として行われず、地区の行事として、トウヤは各組から順番に選ぶこととなって復興開催され、現在祭の全体運営は上奈良区が行い、本日は十月第二日曜日としている。

ずいき御輿は、成立時期は不詳であるが、地元には約二百年前からとの伝承があり、資料では、「(略)伝へて曰ク、往昔八年々豊作ノ青物ヲ朝廷ニ献上シ奉リシガ、ソノ後チ此事ノ止ミシヲ以テ後世ノ紀念ニ村内ノ者社頭ニ参集シ種々ノ青物ニ神輿ヲ造リ、神饌ニ供ヘ奉ル事連年廃セズ今尚御園ノ青物祭ト唱ヘテ毎年十月九日ニ盛ナル祭典ヲ行ヘリ」(『山城寶鑑』明治三三年刊)とある。御輿は戦前まで青年会が野菜等の青物を飾り付け、十月九日の祭礼に青物祭と称して昼間から夜半まで青年達が在所を担ぎ回った後、御園神社の神饌として供えられ、その後から祭礼行事が行われたという。現在、ずいき御輿は四月の上奈良区総会後「御園クラブ」(地元老人クラブ)へ区から製作依頼され、同会員が必要な野菜等

を栽培し、平成十八年度は十月五日から六日にかけて上奈良区公会堂で製作された。公会堂は旧御旅所の場所にあり、御輿の部材と天狗面、獅子頭等の祭礼用具は集落内の獅子庫に保管する。準備初日に御輿は公会堂へ、天狗面と獅子頭はトウヤ宅へ運ばれる。御輿は高さ約一・五メートルを測る本体の木組みに、青や赤ズイキ・トウガラシ・大豆・ミョウガ・ミカン等約三〇種類の青果物約八〇キログラムを使い、ズイキで入母屋に屋根葺き、四隅の軒先に茄子や唐辛子を使って瑠璃とし、御輿内に櫛を納めて総重量は約六〇〇キログラムほどという。戦時中からずいき御輿の製作は中止され、昭和二十五年、同三十年には奉納、平成七年から毎年奉納され、祭礼の翌日八幡市上津屋所在の「四季彩館」で展示公開される。同区内には「上奈良御園神社ずいきみこし保存会」も結成されている。

平成十八年度は十月八日が本日は。当日朝、上奈良区内を野菜で飾られたずいき御輿が練り歩いた後、午前十時二十分頃トウヤ宅を神幸行列が出発し、高張提灯・天狗・獅子・太鼓・幣・神主・区長・宮総代ほかずいき御輿の順で神社へ向かい、午前十時四十分頃社頭に到着し、恒例どおり三回の高笑が行われてから神事後、天狗・獅子」と呼ばれている芸能の奉納が十一時二十分から正午頃まで行われた。

「天狗」は、天狗面を着け、手に長さ四尺(約一・二m)の櫛製の棒を持った子どもと後見役の大人で行われる。神事の終了後、①本殿西側で待機、②太鼓がたたかれ、「天狗ヨー」と本殿前で呼ばれて、③高張り提灯の先導を受け、子どもは天狗面を着け、櫛の棒を左手に持って、本殿背後を回って東側から本殿前へ進む。④区長と当番組の役員とが向かい合って立つ中を、棒を持たずに右手で面の鼻を握り左手を左回りに回しながら「一回、二回、三回」と参加者と唱和し、回転の中心を指で刺すような仕草をしながら、「ちゅっ」と唱え、手を持ち替えて一回、棒を持って左右各同様に行った後、後見役の大人とともに「いっぺーん、にーへん、さんぺーん」と唱えながら左回りに円を描くように三回周歩き、本殿正面に向き直って終わる。⑤周囲に囃されて、本殿西側へ退出し獅子の出番中待機。再び①～⑤を繰り返す。

青年二人で行われる「獅子」は、「天狗」と同様①本殿西側で待機。②太鼓がた

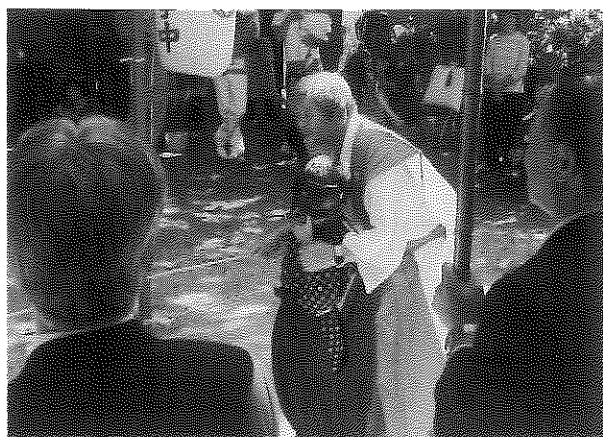
たかれ、「獅子ヨー」と本殿前で呼ばれて、③高張り提灯の先導を受け本殿背後を回って東側から本殿前へ進み、④青年は白い着物にタツケ袴、白足袋に草鞋をつけ、獅子をかぶり、当番組の役員と区長が向かい合って立つ中を本殿に中腰で数歩進み、獅子頭の口を一度鳴らし、元の位置へ中腰で後ろ向きに戻る。この所作を二回行い、⑤周囲に囃されて、本殿西側へ退出し天狗の出番中待機し、前回と前後の担当を交代して再び①⑤を繰り返す。「天狗」「獅子」は、中世の宮座で行われた祭礼芸能「王の舞」・「田楽」・「獅子舞」との関係が各種資料からうかがえるもので、「田楽」は現在伝承されていない。

「天狗」と呼ばれている天狗面を着けた子どもが行う王の舞に関わる芸能と、「獅子」と呼ばれている若者二人が行う獅子舞は、中世に流行した芸能を伝える貴重なものであり、ずいき御輿は府内では京都市「西ノ京瑞鎮神輿」(京都市登録無形民俗文化財)の例など事例も少なく、本行事内容は、山城地域を代表する祭礼行事として民俗的にも興味深く、資料的な価値の高い無形民俗文化財である。

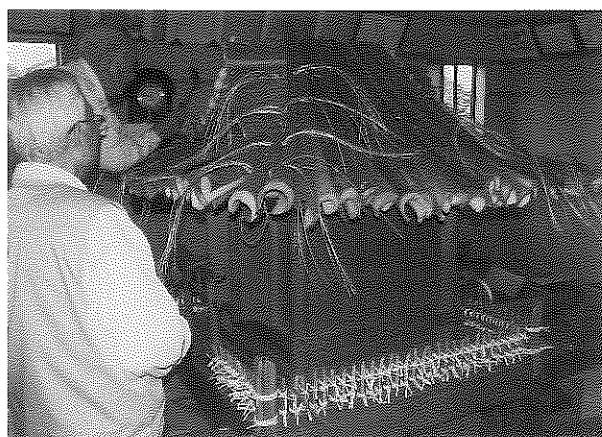
(有井広幸)

参考文献

『滋賀県選択無形民俗文化財調査報告書 三上のずいき祭り』平成十三年 ずいき祭保存会
『王の舞を見に行こう!』(展示図録) 平成十六年 福井県立若狭歴史民俗資料館



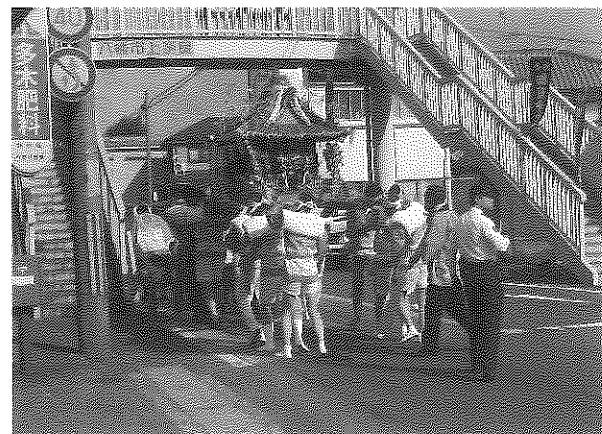
「天狗」の奉納風景



上奈良区公会堂でのずいき御輿製作風景



「獅子」の奉納風景



ずいき御輿の練り歩き風景

史跡名勝天然記念物

うえのけいていえん
上野家庭園

(名勝・指定)

舞鶴市字西方寺小字野田二八五番

舞鶴市

舞鶴市の西部、宮津市との市境に近い西方寺地区において十二代続いた上野家は、室町時代文明年間に伊賀国から丹後国加佐郡岡田庄西方寺村に移り住んだ上野宗信を初代とする豪農である。江戸時代文化七年(一八一〇)、九代当主宗永の時に田辺藩から由良川流域十四ヶ村の庄屋をとりまとめる大庄屋に任ぜられ、以後代々の当主は「彌一郎」を名乗った。十二代目上野彌一郎宗愛(一八五〇～一九二四)は京都府議会議員を経て、明治三十五年から衆議院議員を務め、この間、京鶴鉄道(京都と舞鶴をつなぐ路線)の建設推進、宇治川水力電気株式会社(関西電力株式会社の前身)の創業、京都帝国大学の創立など、京都府に関わる数々の社会事業に尽力した。

由良川に注ぐ岡田川の右岸に位置する約二二〇〇平方メートルの上野家屋敷地には、主屋をはじめとし、長屋(納屋)や三棟の蔵など大小八棟の建物が現存し、これらの建造物は国の登録有形文化財となっている。

庭園は、江戸時代天保年間(一八三〇～一八四四年)の建築とされる茅葺入母屋造の主屋の南東部に位置し、座敷の南側縁先から東方に連なり、主屋の東側の斜面地で北に広がったし字形の地割で築かれている。西、南及び東辺を切妻造棧瓦葺の塀によって囲まれた庭園の規模は、座敷から南側塀までの奥行きが約八メートル、東西の幅が約二〇メートルに及び、東部での広がりを含め総面積は約二〇〇平方メートルを有する。西側の塀には露地門が設けられており、主屋玄関脇から直接庭に入ることもできる。

庭園全体の構成は、東方で高まる原地形を巧みに活かし、東辺の塀際から水を





引き入れ、なだらかな滝と流れを配して枯池の方へ流下させることにより、奥行き深く起伏に富む景観を現出させている。庭の中ほどに細い切石三本の両端をずらして並列させた石橋が流れを南北に渡っている。この石橋のあたりで流れが地下に浸透し、枯池へと変化していく水流の用い方は独創的なものといえる。本来の水源としては、東堀外の路側溝から山水を取り込んでいた形跡が見られるが、現在は導水路が廃絶しているため、敷地内の井戸から送水管を滝口まで埋設し、適時の給水により、滝と軽快な流れの景観を維持している。

座敷から見て正面左手、底に礫を敷いた枯池の対岸の低い築山中央部に据えられた青みを帯びた安定感ある幅広の大石が観賞上の一方の焦点をなしている。(三八ページ写真) また、座敷南正面の堀前の平場には、高さ一三四センチメートルの尖頭の立石と、その手前の左右に伏せるように置かれた低い二石とからなる三尊石形式の石組(三九ページ写真)が配置され、池対岸の大石と対照の妙をなす。

築山の太石の背後にはモミの太木、尖頭の立石の西に接してマツの古木があったが、現在は痕跡が残るのみで、庭内の樹木としては東部のトウカエデ、クスなどが目立つ高木である。

枯池の中に東西に対置して埋め込まれた石造の唐臼二個は、最近の整備作業による堆積土砂除去の後に表れたものであり、かつてはこれらに水を湛えて、ハスなどの水生植物の類を庭の添景としてあしらっていた時期があると推測される。

なお、ほぼ同型の脱穀用唐臼が主屋入口部の土間に設置されており、本来の機能を示す建物内部遺構の一部として保存されている。

十二代目当主の没後、上野家の本家は関東に拠点を移し、近年は常住者がなかったこともあり、家屋・庭園ともに老朽化が進んでいたが、地元西方寺地区の住民と舞鶴市の協力体制のもとに、専門家の指導を得ながら、平成十七年五月までに庭園の旧態を保存した整備がなされた。以後、地元住民が主体となって設立されたNPO法人KYO・ふるさと加佐により、公開と日常的な管理が行われている。京都府北部において、歴史ある民家建物に付帯する庭園が、地域住民の保護活動により良好に整備・保存されている稀少な例として大変価値が高い。

(石田裕二)

文化財紹介シリーズ⑧〔史跡編〕

国指定史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）

はじめに

平成十九年二月六日、国指定史跡山城国分寺跡が追加指定とともに名称変更され、史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）となった。指定面積は八・六ヘクタールから一九・三ヘクタールと約一〇・七ヘクタール増え、府内の国史跡では、嵐山、醍醐寺境内、笠置山等について七番目の規模となった。これまでの山城国分寺跡は、東西約二七〇メートル、南北約三三〇メートルの寺域であったが、恭仁宮の範囲は東西五六〇メートル、南北七五〇メートルと判明しており、これまでとは違う史跡の規模、内容である。

本論では、これまでの調査研究の成果に基づき、恭仁宮と山城国分寺の盛衰とこの史跡が守り伝えられ、その内容が明らかになった経緯について紹介する。ただし、恭仁宮及び山城国分寺のかかる研究史及び調査略史については、これまで『恭仁宮跡発掘調査報告』Ⅱをはじめ多くの文献で触れられており、今回は割愛した。

恭仁宮と山城国分寺の盛衰の歴史

恭仁京遷都前の状況「奈良時代前半・和銅三年（七一〇）～天平十一年（七三九年）」

古代における中国の都城造営原理を取り入れた本格的な宮城造営は、古代最大の戦乱である壬申の乱（六七二年）に勝利した天武天皇が藤原京を計画したことに始まる。次の持統天皇は六八九年に飛鳥浄御原令を定め、六九四年藤原京に遷都、天皇親政による本格的な律令国家を築こうとした。その後、元明天皇は和銅三年（七一〇）に平城京へ遷都、ここに宮南面から京の南端まで朱雀大路が貫く古代都城の基本的な構造が完成することとなる。平城京の北辺中央に位置する平城宮は、東西一二六五メートル、南北一七五五メートルの規模をもち、奈良時代

前半には、その中央西に大極殿、東に内裏、大極殿の南側に朝堂院が配置されていた。この大極殿が第一次大極殿つまり後に恭仁宮に移設される大極殿である。

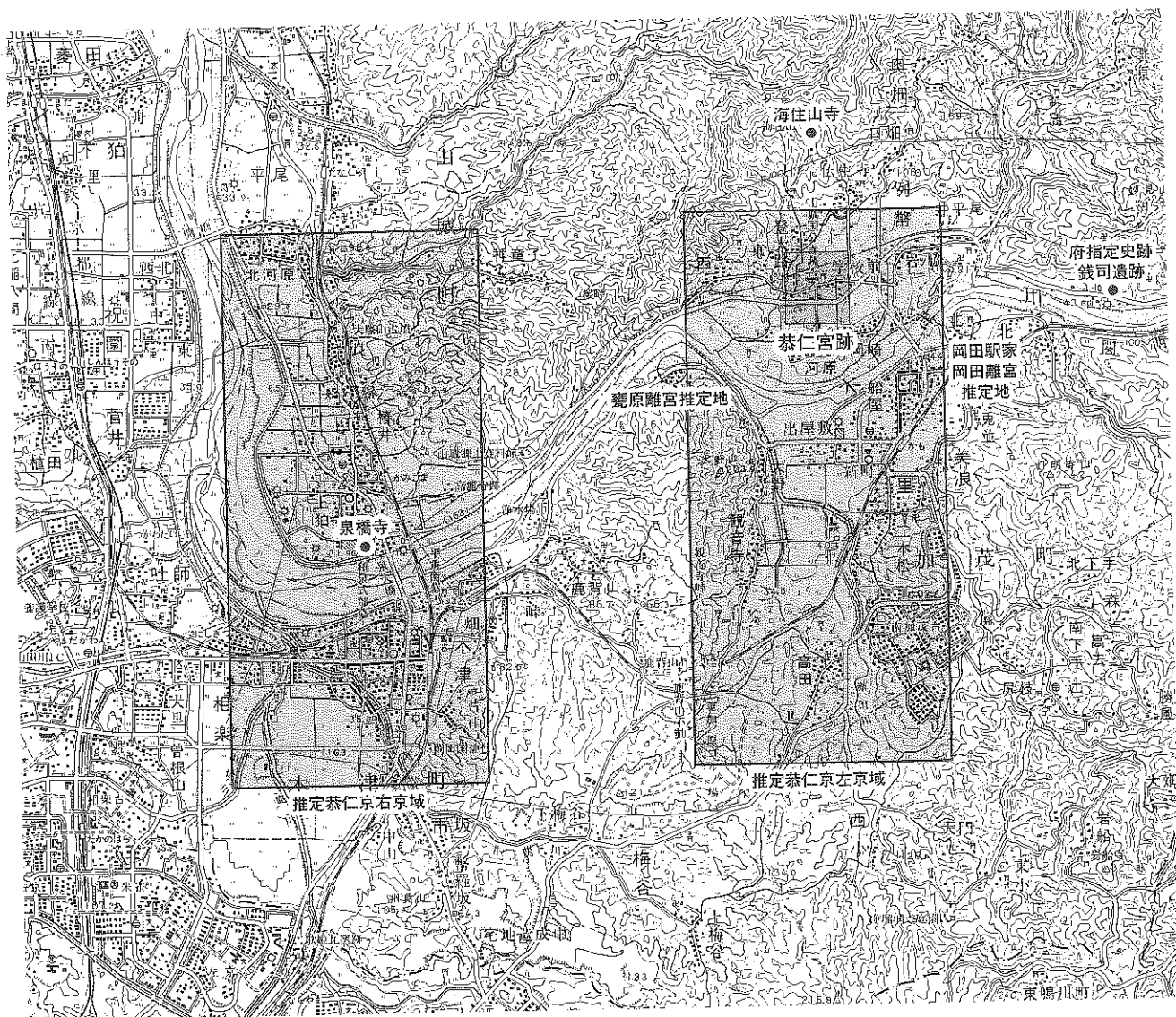
恭仁京が想定されている地域は、『日本書紀』では平城京の北に位置する寧楽山の丘陵の背後にあたることから、「山背」とよばれた（平安京遷都の後には「山城」）。この地域を流れる木津川は、『万葉集』で「泉乃河」とも記載され、物資輸送にも大きな役割をはたしていたことが歌われている。平城京遷都により、当時の幹線道路の東海道が木津川沿いに東へ向かって敷設され、官の用途を果たす官吏等に馬と食糧を提供する駅家も置かれた。この岡田駅家は、旧加茂町北付近（現在の岡田鴨神社付近）に推定されている。

また、旧加茂町域の木津川北岸に位置する銭司遺跡には、和同開珎を鑄造した奈良時代の官宮の鑄銭所の存在が推定されている。大正十年及び十四年に梅原末治を中心として京都府史蹟調査委員会による試掘調査が行われ、埴埴片、甕羽口片、古瓦、銅滓等の遺物が出土した。出土瓦に恭仁宮出土と同じ形式があり、奈良時代の鑄銭遺構の存在が推定されている。昭和五十九年に府史跡に指定された。なお、この遺跡は、『続日本紀』記事の検討から天平七年（七三五）に設置された「岡田」の鑄銭司と考えられている。

さらに、木津川右岸上粕の台地上に飛鳥時代に創建された高麗寺は、これまでの発掘調査の成果から奈良時代には、南山城の中核寺院であったことが明らかである。現恭仁宮跡の地では、発掘調査において六世紀前半に築造された径二五メートルの円墳（考古墳）が検出され、宮の造成前には古墳が存在していたことが判明した。

ところで、『続日本紀』には、和銅元年（七〇八）から天平十一年（七三九）にかけて元明天皇及び聖武天皇が岡田離宮（一回）、甕原離宮（九回）に行幸したことが記載されている。いずれも位置は特定されていないが、加茂盆地内の木津川周辺部に推定されている。『万葉集』に歌われた風光明媚な甕原の地を訪れ、その景観が楽しまれたことがうかがえる。

恭仁京遷都までの奈良時代前半は、興福寺、薬師寺、元興寺、大安寺などが建立され、平城京に仏教文化が開花する一方、律令制の土地制度の動揺を示す養老



推定恭仁京域等位置図 (1/25,000)

三年（七二七）の三世一身法の制定、神龜六年（七二九）の長屋王の変、天平九年（七三七）の天然痘の猛威等、政治状況は不安定になりつつあった。

恭仁京遷都「天平十二年（七四〇）→天平十六年（七四四）」

恭仁京は天平十二年十二月（七四〇）から天平十六年二月（七四四）のあしかけ五年、古代の日本の都であった。『続日本紀』には、天平十三年正月、時の聖武天皇が初めて恭仁宮にて朝賀を行い、伊勢神宮等に遷都を報告したことを記している。その後、天平十六年正月の廃朝まで、当時の重要な政務は恭仁宮を舞台にして進んでいった。歴史上有名な天平十三年（七四一）の国分寺・国分尼寺建立の詔や天平十五年（七四三）墨田永年私財法の発布等もこの宮で行われている。造宮卿が任命され、宮主要施設の造宮、市の恭仁京内への移設、京内の宅地の班給、橋の敷設等都づくりへの施策が進められた。ただ、天平十五年十月の紫香樂宮において廬舎那仏の造立が発願されたように、後半期はその政務の実体が紫香樂宮に移るものもあった。

天平十五年十二月には、「平城宮の大極殿並びに歩廊を壊して恭仁宮に遷しつゝてから四年目にして、その功わずかにおわる。用いた費用は計りしれず。ここに至ってさらに紫香樂宮をつくる。そのため、恭仁宮の造作を停止する。」との記述があり、実質的に恭仁京の廃都が確定したといえる。その後天平十六年二月には、難波宮への遷都の勅が出された。

恭仁宮においては、宮の周囲の区画施設が確認され、宮域全体の規模（約四二万平方メートル）が確定している。平城宮跡（約一二〇万平方メートル）の三割程度の面積である。宮内施設の整備がどの程度すすんでいたのかは、発掘調査の成果と『続日本紀』の記事の時系列を追うことにより、ある程度明らかになりつつある。

恭仁宮の造成にあたっては、まず、木津川に向かってのびる緩やかな丘陵を造成し、谷部を埋め、古墳を削平し、広い平坦な地形を作り出したと想定されている。また、宮域外の東側と西側には宮域の南北ラインと同じ方向に谷筋が走り、北側の一部では恭仁宮造営期に谷地形を埋め整地することにより、谷地形を宮域

の東西ラインと同じ方向に成形している。このような造成は、宮外周囲の谷地形への排水処理を意図したものと考えられている。

『続日本紀』にみえる恭仁宮の施設の名称には、「内裏」「大安殿」「大極殿」「朝堂」「歩廊」「大宮垣」「四阿殿」「皇后宮」「兵庫」「城北苑」等がみえる。

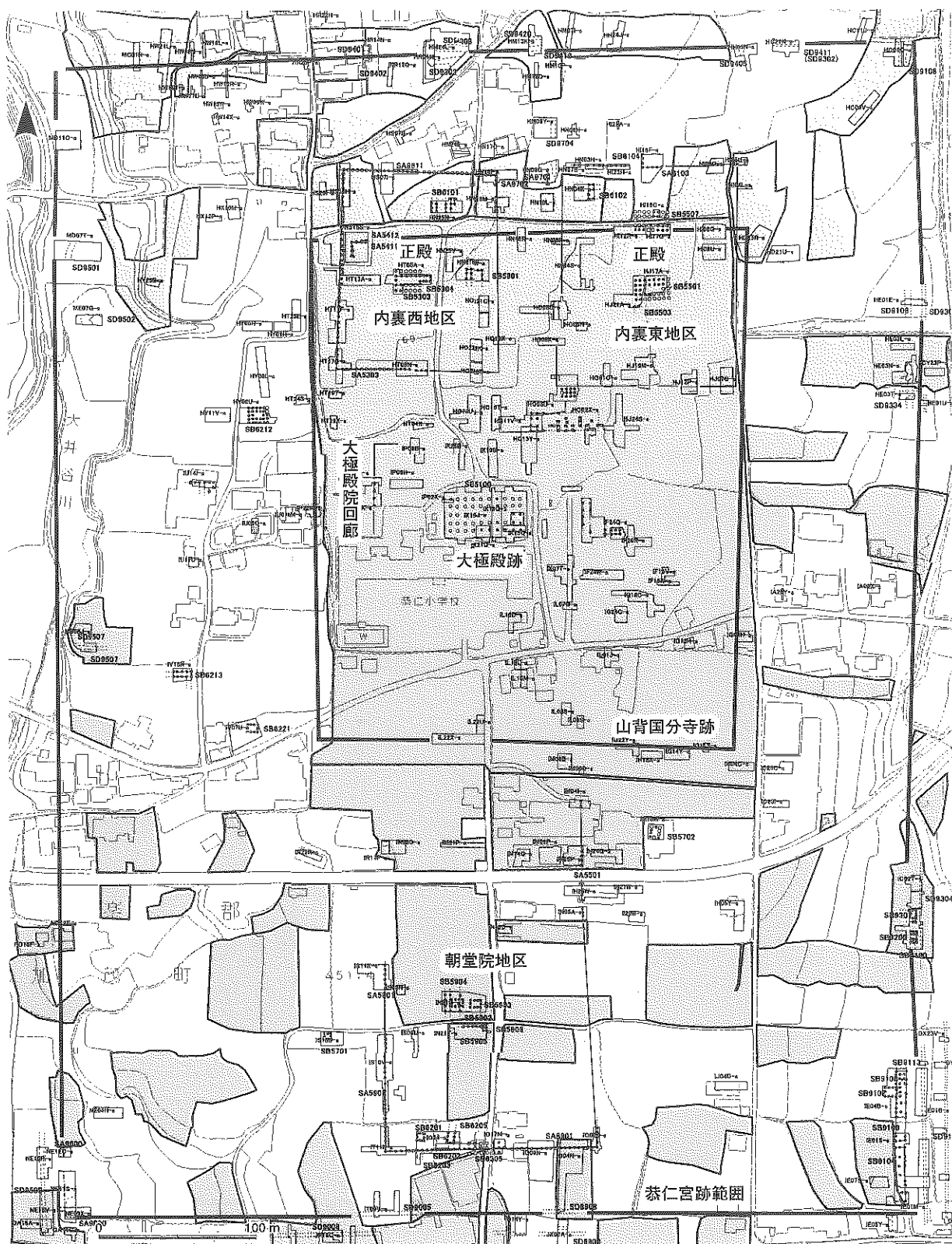
「大極殿」は宮の中心施設で、即位や元日の朝賀といった重要な儀式が行われた。近年の調査研究では、移設を示す『続日本紀』の記載、恭仁宮大極殿基壇西北隅に残る花崗岩礎石が奈良盆地東南部から飛鳥地方に産出すること、発掘調査で判明した各大極殿の基壇や建物の規模等がほぼひとしいこと等から、藤原宮大極殿が礎石とともに平城宮を経て、恭仁宮へ運ばれたと想定されている。

「歩廊」は大極殿を区画する施設であり、長らく文献上で指摘されたきた平城宮から移築の問題が、平成十八年度の発掘調査で大極殿回廊に関連する施設が確認されたことにより、ほぼ確実となった。『続日本紀』の記載から、大極殿院の完成は天平十四年から十五年の間と考えられる。今後、その規模等が明らかになると移築された平城宮第一次大極殿院との比較が可能となる。

「内裏」は、儀式や天皇の住居のための施設である。恭仁宮では、内裏に相当する区画が東西に二つ並んで検出され、その区画施設と規模に格差のあることが明らかとなった。つまり、内裏東地区（一万五千平方メートル）は主に築地塀で、内裏西地区（二万二千平方メートル）は一本柱塀で区画されていたのである。ただ、個々の大きさは平城宮内裏（約三万平方メートル）に比べ一／二〜一／三程度で、二つあわせても面積は及ばない。現在恭仁宮を特徴づけるこの二つの内裏地区であるが、一つを天皇宮である内裏、もう一つを元正太上天皇の新宮（退位した天皇の宮殿）としてとらえる考えも出されている。

「朝堂」は、一般的に大規模な饗宴や外国使節の謁見などが行われたところと考えられている。「朝堂」は、『続日本紀』に現れるのが天平十六年ともっとも遅い。発掘調査では南門跡や一本柱塀等の区画施設が確認されているが、「朝堂」の建物跡は未検出である。ただ、政務を行っていたことは確実であるので、どのような施設があったのか、当時の宮の造営モデルを考える上で重要である。

「大宮垣」は天平十四年八月には完成して、造宮担当の秦氏が位階を授与されて



国指定史跡恭仁宮跡指定範囲（トーン部分）及び発掘調査地

恭仁京の時代の年表（「加茂町史第一巻古代中世編」より抜粋、一部改変）

天平九年	夏	大宰府管内で発生した天然痘は平城京にも伝播	天平十五年	一月	天皇、大極殿に御して、百官の朝賀をうける。
(七七七)		当時政治の中枢にいた貴族はほぼ全滅、政治的には大きな衝撃となった。	(七四三)		天皇、大安殿に御して、五位以上の官人を宴す。
天平十二年	九月	藤原広嗣の乱が起こる。		五月	群臣を内裏にて宴する。
(七四〇)	十月	聖武天皇東国行幸		七月	天皇、石原宮に御して、隼人等を饗応する。
	十二月	聖武天皇恭仁宮に行幸。		十一月	群臣を内裏に宴す。
天平十三年	正月	聖武天皇、恭仁宮にて朝賀をうける。宮垣は未完成		十二月	はじめて平城の器仗を運び、恭仁宮に収め置く。
(七四二)	閏三月	平城宮の兵器を麤原宮に運ばせる。			平城の大極殿ならびに歩廊を壊つて恭仁宮に遷し造ること四年、その功わずかにおわり、用度の費す所計るべくもない。ここに至つて更に紫香樂宮を造る。よつて恭仁宮の造作を停める。
	七月	元正太上天皇、新宮に移る			
	八月	平城の二市を恭仁京に遷す。			
	九月	造宮卿を任命、造宮事業の役夫に五五〇〇人を差発する。			
		京内の百姓に宅地を班給、			
		賀世山の西道より東を左京とし、西を右京とする	天平十六年	一月	廢朝し、五位以上を朝堂に饗す。
	十月	七月より造営中の賀世山の東の河にかかる橋が完成	(七四四)	二月	勅して、難波宮をもつて皇都とし、京戸の百姓が意のまま往来することを許す。
	十一月	宮号を大養徳恭仁大宮となづける。			
天平十四年	一月	大極殿は未完成。四阿殿をつくり、ここで朝賀をうける。	天平十七年	五月	地震がある。天皇の一行が恭仁京泉橋に至つた時に、百姓が道の左で拝謁して万歳と称した。
(七四二)		城北苑に幸して五位以上を宴する。	(七四五)	十二月	恭仁宮の兵器を平城に運ぶ
	二月	新京の宮室未完成のため、新羅使を大宰府で饗応し、放還する。この日はじめて恭仁京東北道を開いて、近江国甲賀郡に通じさせる。			
	四月	天皇、皇后宮に御して五位以上を宴す。			
	八月	大宮の垣を築いた功により、造宮祿正八位下奏下嶋麻呂に従四位下を授ける。			
		石原宮に行幸する。			
		宮城以南の大路の西頭と麤原宮以東とのあいだに大橋をつくるため、諸国に錢を賦課する。			

おり、完成していた施設と考えられる。宮域や内裏地区の範囲確認調査においても、一本柱塀や築地等の遺構が確認されており「内裏」や宮の区画施設と推定される。

京内主要施設については、皇后宮、宮城以南の大橋、恭仁京の泉橋、東市、西市等が『続日本紀』にみえるが、調査で確認された遺構はいまのところはない。京域の実体がどのようなものであったか、足利健亮説をもとに再検討していかなければならない。

山背国分寺の成立と衰退 天平十八年（七四六）→近世

恭仁京廃都後、都は平城京にもどり、平城宮には第二次大極殿が成立する。恭仁宮大極殿は天平十八年（七四六）山背国分寺の金堂として生まれ変わり、国家の仏教施策の一翼を担うこととなる。国分寺とは、聖武天皇の発願のもと、各国に設置された鎮護国家のための寺院で、奈良時代の後半には全国に造営されていた。天平勝宝四年（七五二）には総国分寺の東大寺において大仏開眼供養が行われた。その後、東大寺は興福寺とならぶ大寺院として発展することとなる。

山城国分寺は、平安時代前期まで、国家の保護によりその役割を果たしていたと記録に残る。その後は律令国家の衰退と同じく、摂関家の荘園支配の影響下から奈良興福寺支配の末端寺院になったと伝える。

国分寺の伽藍については、これまでの発掘調査の成果から、金堂跡（大極殿）、塔跡、南大門、区画施設である築地塀等が確認されている。創建時の寺域（東西約二七〇メートル、南北約三三〇メートル）を区画していた築地塀は少なくとも、平安時代の終わりに鎌倉時代の前半頃までには倒壊していたものと思われる。この築地倒壊後、寺域が耕地等に変わっていくのは、十三世紀の前半代のものである。さらに、瓶原地域全体の灌漑水路となっている通称大井手用水の開削時期が、発掘調査の成果から、十三世紀中頃と考えられている。この点を踏まえると、国分寺創建期の寺域の縮小とその耕地化、大井手用水の開削が鎌倉時代前半から中頃に行われ、恭仁京廃都後の一つの画期になったと考えられる。

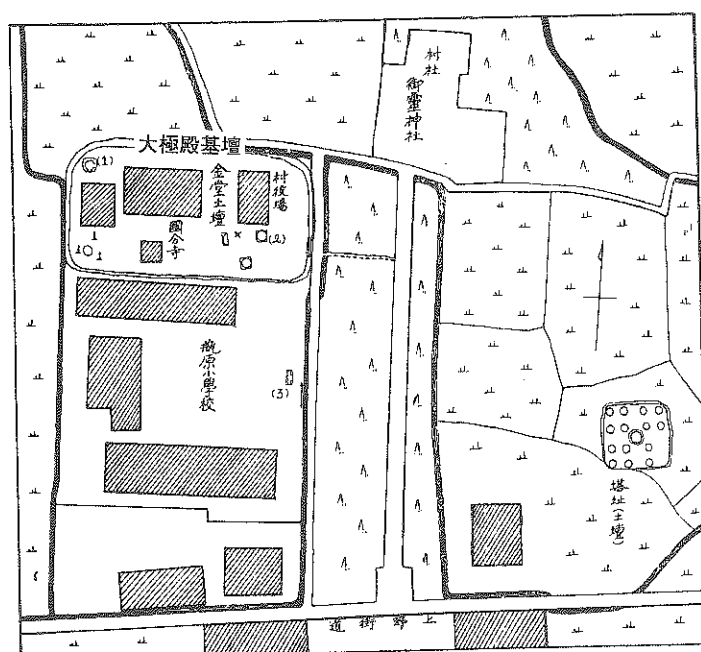
ところで、古代の宮跡は、廃都後、周辺の人々からその存在を忘れ去られた。

山城国分寺関連の年表

天平十八年（七四六）九月
宝龜四年（七七三）
承和十年（八四三）

元慶六年（八八二）
昌泰年間（八九八～九〇二）
貞応二年（一二二二）
鎌倉時代
室町時代

江戸時代



昭和15年頃の山城国分寺跡大極殿基壇図
（瓶原國分寺址付近地図、『京都府史
蹟勝地調査會報告』第四冊より）

恭仁宮大極殿を国分寺に施入する『続日本紀』
山背の国分二寺に便田各二十町を捨す『続日本紀』
山城国の正月の吉祥悔過は、弘仁十三年より官符の旨に依り、国庁において修す。是の歳より始めて旧例に復し、国分寺において修せしむ『続日本後紀』
山城国分寺炎上『興福寺官務牒疏』伝
山城国分寺再建『興福寺官務牒疏』伝
大井手用水の完成『瓶原井手之記』
山城国分寺（春日神社領）『鎌倉遺文』
山城国分寺は薬師仏を本尊として「僧坊十二字」を有する興福寺末寺『興福寺官務牒疏』
浄土宗の僧が阿弥陀仏を本尊として再建『山州名跡志』

平城宮、藤原宮、長岡宮等では耕作地となり、難波宮、平安宮では、中世都市、近世都市として町屋の中に埋もれる。恭仁宮の場合、他の宮都と違い、廃都後大極殿は山背国分寺の金堂として使用されることになり、建物の焼失後も大極殿跡は国分寺の境内地の一部として耕地化されることはなかった。国分寺も中世近世を通じて法灯を伝え、興福寺の末寺として村で守られてきたため、大極殿の建物は焼失しても、その下に残る礎石や基壇は現代まで伝えられることとなった。現在塔跡には花崗岩製の礎石が心礎を含め十五個残存している。

明治以降の恭仁宮跡と山城国分寺跡

『海住山寺所蔵文書』によれば、山城国分寺は、明治維新頃は無住で粗末な庵のみがあった。明治になり、海住山寺の住職が旧仏生寺の建物を移築し、国分寺と海住山寺の末寺とした。そのため、昭和十五年に撤去されるまで、大極殿跡の基壇上には、国分寺の本堂・庫裏・鐘樓が建つ状況であった。

その後、大正十三年の史蹟名勝天然紀念物保存法による「山城国分寺跡（舊恭仁宮跡）」史跡仮指定、昭和三十二年の山城国分寺跡の国史跡の指定が行われ、今日確認されている内裏、大極殿、朝堂院の一部が指定域となった。昭和四十八年度からは、京都府教育委員会による調査が開始され、昭和五十一年度は大極殿基壇の調査が行われ、平成八年度には宮域が確定した。平成十九年の史跡拡大名称変更の結果、恭仁宮跡が旧法による仮指定から正式に指定されるまでおよそ八三年に及ぶ歲月となった。

二〇一〇年、平城京は建都一三〇〇年を迎えることとなり、記念事業の一環として平成十三年から約九年かけて第一次大極殿の復元事業が進められつつある。これまでの発掘調査から、平城宮の第一次大極殿が恭仁宮に移築したあとには、掘立柱建物の殿舎が築かれたことが判明しており、第一次大極殿基壇の遺構については、地覆石の据え付けや抜き取り痕跡しか確認されていない。そのため、復元大極殿の基壇は、恭仁宮大極殿基壇の内容をもとに復元されており、その面で果たした歴史的な意義は大きいと考えられる。

明治以降の恭仁宮跡、山城国分寺跡の調査経過等

明治 六年	瓶原小学校（恭仁小学校）が国分寺境内に校舎を建築
明治 三十二年	瓶原村誕生
明治 三十二年	『恭仁京誌』を編纂
大正 十三年	「山城国分寺跡（舊恭仁宮跡）」史跡仮指定
昭和 初期	瓶原村役場庁舎が基壇の一面に建設
昭和 十五年	紀元二六〇〇年記念事業として計画された「聖蹟保存」事業を実施。国分寺に付属する庫裏や鐘樓が撤去され、基壇の一部にあった瓶原村役場庁舎を移転し、史跡の標識が設置される。
昭和 二十六年	加茂町誕生
昭和 三十二年	山城国分寺跡が国史跡指定となる。
昭和 四十八年	京都府教育委員会による恭仁宮跡及び山城国分寺跡の調査を開始
昭和 四十九年	恭仁宮跡及び山城国分寺跡の発掘調査を開始し、恭仁宮跡の大極殿、朝堂院區画施設の一部、内裏の區画施設、山城国分寺跡の塔跡、南大門、築地堀の一部を確認。
五十七年度	朝堂院西限や朝集殿院南門及び堀跡、西方官衙域の掘立柱建物等を確認。山城国分寺跡では、北面築地などを確認。
昭和 五十八年	史跡山城国分寺跡保存管理計画が策定される。
六十二年度	恭仁宮跡の朝集殿院南門、南面大垣、山城国分寺跡の範囲を確定。
昭和 六十三年	恭仁宮跡の東西南北全ての大垣や側溝、西南隅大垣の基壇、宮東面南門などを確認し、平成八年度には、宮の範囲が確定。
昭和 六十三年	恭仁宮跡の内裏地区に東西に併存する二つの區画があることを確認。
平成 三年度	恭仁宮跡（山城国分寺跡）保存管理計画が策定される。
平成 四十八年度	大極殿院回廊の手がかりとなる遺構を確認。
平成 四十九年	国指定史跡拡大及び「史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）」に名称変更
平成 四十九年	旧木津町、旧山城町、旧加茂町が合併し、木津川市誕生
平成 四十九年	大極殿を囲む回廊の遺構を確認

おわりに

今回、恭仁宮跡の史跡拡大及び名称変更に鑑み、これまでの調査研究、保存への取り組みについて、その一端を紹介させていただいた。このテーマは多くの紙幅が必要であるが、これまでの成果を広く周知させていく必要性から簡単な記述にとどめた。

今日、史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）がたくさんのの方々の御理解御協力を得て保存、活用されつつあるのは、明治以降、調査、保存、顕彰、活用に多くのの方々が携わり、努力してきたからにほかならない。今日生きる私達は、その歴史を忘れてはならないし、未来に伝えていかなければならない責務も負っていると考える。

（岸岡貴英）

【参考文献】

- 『図説日本の史跡第4巻』古代Ⅰ 株式会社同朋舎出版一九九一
『文化財保護法五十年史』株式会社ぎょうせい二〇〇一
『日本史講座第2巻』律令国家の展開 東大出版会二〇〇四
『古代の都を復元する』株式会社学習研究社二〇〇二
『日本古代宮都構造の研究』青木書店二〇〇三
『聖武天皇と紫香楽宮の時代』新日本出版二〇〇二
『古代を考える難波』吉川弘文館一九九三
リーフレット『第一次大極殿正殿復元工事』文化庁
『史跡山城国分寺跡保存管理計画策定報告書』加茂町教育委員会一九八八
『加茂町史』第一巻古代・中世編 加茂町一九八八
『加茂町史』第三巻近現代編 加茂町一九九四
『平城京の風景—古代の三都を歩く—』文英堂一九九七
『恭仁宮跡発掘調査報告』Ⅱ 京都府教育委員会二〇〇〇
『史跡山城国分寺跡・恭仁宮跡保存管理計画策定報告書』加茂町教育委員会二〇〇六
『京都府埋蔵文化財調査報告書』平成十八年度京都府教育委員会二〇〇七
中谷雅治「恭仁宮大極殿の発掘調査について」『史想』第十八号一九七九
中谷雅治・磯野浩光「山城」『新修国分寺の研究』第二巻一九九一
久保哲正「恭仁宮以降の土地利用について」『同志社大学考古学シリーズ』V一九九二
森下衛「恭仁宮跡の四至について—近年の調査成果から—」『京都府埋蔵文化財論集』第3集
一九九六

橋本義則「恭仁宮の二つの「内裏」—太上天皇宮再論—」『山口大学文学会志』第五十二巻二〇〇一
磯野浩光「恭仁宮—奈良時代の特異な都—」『歴史と地理』550号 山川出版社二〇〇一
中島正「恭仁宮と京の実態」『都城』青木書店二〇〇七



恭仁宮跡発掘調査現地説明会風景

京都府指定・登録文化財・文化財環境保全地区及び選定保存技術件数一覧

(平成19年10月1日現在)

種別 区分	年度	有形文化財										無形文化財	民俗文化財	無形民俗文化財			記念物				合計	保全地区 (決定)	文化財 環境 (決定)	技術 (選定・保存)	総合 合計
		建造物		美術工芸品										風俗習慣	民俗芸能	小計	史跡	名勝	天然記念物	小計					
		件数	棟数 (※)	絵画	彫刻	工芸品	書跡典籍	古文書	考古資料	歴史資料	小計														
登録	57	▲2 25	▲7 44	5	▲2 2	4		1		▲2 12				6	6					▲4 43			▲4 43		
	58	7	11		2	1				3				4	4			▲1 5	▲1 5	▲1 19			▲1 19		
	59	▲1 11	▲1 15		2					2				5	5			1	1	▲1 19			▲1 19		
	60	5	11		2					2		1	1	5	6					14			14		
	61	6	9	1	1	2		2	1	1	8			6	3	9				23			23		
	62	4	10			2		2			4		2	5	1	6				16			16		
	63	1	5											4	1	5				6			6		
	元	2	8		1						1		4	2	3	5				12			12		
	2	2	2	2							2		1		3	3				8			8		
	3	1	1												2	2				3			3		
	4	▲1 4	▲1 5					3			3				2	2				▲1 9			▲1 9		
	5	1	1												2	2				3			3		
	6	2	3												1	1				3			3		
	7	2	3											1		1				3			3		
	8	1	1											1	1	2				3			3		
	9	1	4											1	2	3				4			4		
	10	1	2										2		1	1				4			4		
	11	1	1				1				1		2		1	1				5			5		
	12	1	1												1	1				2			2		
	13	1	1												1		1			2			2		
14	1	1												1	1				2			2			
15	1	1											1		1				2			2			
16	1	1																	1			1			
17	2	3																	2			2			
18													1		1				1			1			
計	▲4 48	▲9 144	8	▲2 10	9	1	8	1	1	▲2 38		12	24	45	69			▲1 6	▲1 6	▲7 209			▲7 209		
合計	▲10 ▲4 190	▲41 ▲9 456	▲1 57	▲3 ▲2 54	▲1 49	▲2 15	▲5 47	▲1 21	▲1 14	▲14 ▲2 257	(認定15) ▲7 13	14	▲1 31	▲1 58	▲2 89	▲1 22	▲1 18	▲1 22	▲3 ▲1 62	▲36 ▲7 625	67	(認定8) ▲5 7	(認定23) ▲1 ▲7 699		

(注) (1) 建築物の棟(基)数は、件数に含めない。

(2) △印は、重要文化財等に指定又は文化財の焼失等により、京都府の指定が解除となった件数(棟数)で内数である。

(3) ▲印は、重要文化財、府指定文化財等に指定又は文化財の焼失等により、京都府の登録が取消となった件数(棟数)で内数である。

(4) 無形文化財及び選定保存技術欄の保持(保存)団体の認定数()は、件数に含めない。

その1〈指定、決定、選定、(認定)〉

京都府指定・登録文化財・文化財環境保全地区及び選定保存技術件数一覧

(平成19年10月1日現在)

種別 区分	年度	有形文化財										無形文化財	民俗文化財	無形民俗文化財				記念物				合計	保全地区 (決定)	技術選定 (選定)	総合 合計	
		建造物		美術工芸品										風俗習慣	民俗芸能	小計	史跡	名勝	天然記念物	小計						
		件数	棟数 (海)	絵画	彫刻	工芸品	書跡典籍	古文書	考古資料	歴史資料	小計															
指定	57	△2 9	△6 16	2	4	7	△1 1	△1 1			△2 15	(認定1) 1		△1 1	△1 3	△2 4	6	3	2	11	△6 40	15		△6 55		
	58	△2 9	△3 22		6	4	4		△1 2	1		△1 17			2	4	6	2	3	1	6	△3 38	9		△3 47	
	59	△1 7	△3 18	△1 3	3	2			△1 1	1		△2 10		1	1	6	7	2	△1 3	1	△1 6	△4 31	11		△4 42	
	60	△1 7	△2 11		3	3	2		△1 2	1		△1 11						2	1	2	5	△2 23	4		△2 27	
	61	△1 10	△15 39			1		1	1			3					△1 2	1	△1 2	△2 5	△3 18	5		△3 23		
	62		3	8	3	3			△1 4	2		△1 12						1	1	1	3	△1 18	4		△1 22	
	63	△1 3	△6 11		3	3	1		3	1		11								1	1	2	△1 16	1	(認定2) 1	△1 18
	元		4	9	2	1			△1 2	1	1	△1 7	(認定1) △1 2	1						1	1	2	△2 16	1		△2 17
	2		1	1	1	△1 1	4		5	1		△1 12			3		3		1	1	2	△1 18	2	(認定2) △2 2	△3 22	
	3		6	△1 12	3	2	4	2	1			12	(認定1) △3 4									△3 22		(認定1) △1 1	△4 23	
	4	△1 4	△4 16		1	1				1		3						1		1	2	△1 9	1		△1 10	
	5		5	13	1	1	1	1		1		5							1		1	11	1		12	
	6		2	9	2	2	1		3		1	9	(認定2) △2 2				1				1	△2 14	1		△2 15	
	7		2	6		2	2		2	1	2	9	(認定2) △1 1									△1 12	1		△1 13	
	8		3	6	2	△1 2	1		2		2	△1 9										△1 12	2	(認定2) △1 2	△2 16	
	9		3	9	1	1	1	1	2	1	1	8	(認定2) 1				1				1	13	1		14	
	10		3	14	2	1	1		1	1	2	8								1	1	12	1		13	
	11		2	17	2	2		1		1		6							1		1	9	1		10	
12	△1 3	△1 12		△1 2	1	1		2	1	△1 1	△2 8						1				1	△3 12	1	(認定1) △1 1	△4 14	
13		5	20		2	1	1	1	1	1	7						1			1	13	1		14		
14		4	11		1	△1 1	1	1	1	1	△1 7						1			1	△1 12	1		△1 13		
15		3	10		1	1	△ 2	2		2	△1 8								1	1	△1 12	1		△1 13		
16		3	8		1	1	1	2	2		1	8	(認定1) 1						1	1	13	1		14		
17		3	3		2	1	1		1	1	6	(認定2) 1					1			1	11	1		12		
18		2	11		3	1	2	1		1	8							1		1	11			11		
計		△10 106	△14 312	△1 49	△3 44	△1 40	△2 14	△5 39	△1 20	△1 13	△14 219	(認定15) △7 13		△1 2	△1 13	△2 20	△1 22	△1 18	△1 16	△3 56	△36 416	67	(認定8) △5 7	(認定23) △41 490		

京都の文化財（第二十五集）

平成二十年二月発行

発行 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府教育委員会

編集 京都府教育庁指導部

文化財保護課

 源氏物語 千
紫のゆかり、ふたたび